

第九十四回国会 参議院 大蔵委員会 会議録 第三号

昭和五十六年二月二十六日(木曜日)
午後六時一分開会

委員の異動

二月十三日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

宮本 顕治君

二月十四日

辞任

宮本 顕治君

補欠選任

近藤 忠孝君

二月十六日

辞任

板垣 正君

補欠選任

野呂田芳成君

江島 淳君

梶原 清君

高木 正明君

藤田 正明君

藤井 孝男君

二月二十四日

辞任

鈴木 和美君

補欠選任

佐藤 三吾君

二月二十五日

辞任

佐藤 三吾君

補欠選任

鈴木 和美君

二月二十六日

辞任

三治 重信君

補欠選任

伊藤 郁男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中村 太郎君

衛藤征士郎君

嶋崎 均君

藤井 裕久君

稲山 篤君

塩出 啓典君

委員

大河原太一郎君

梶木 又三君

古賀雷四郎君

塚田十一郎君

野呂田芳成君

藤井 孝男君

大木 正吾君

小谷 守君

鈴木 和美君

和田 静夫君

多田 省吾君

近藤 忠孝君

伊藤 郁男君

野末 陳平君

渡辺美智雄君

浅野 拓君

加茂 文治君

水野 繁君

吉野 良彦君

西垣 昭君

高橋 元君

渡辺 喜一君

吉本 宏君

米里 恕君

小幡 俊介君

岸田 俊輔君

伊藤 保君

説明員

経済企画庁物価
局物価政策課長

中田 一男君

本日の会議に付した案件

○租税及び金融等に関する調査
(財政及び金融等の基本施策に関する件)

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十六日、板垣正君、江島淳君、梶原清君及
び高木正明君が委員を辞任され、その補欠として
野呂田芳成君、藤田正明君、藤井孝男君及び塚田
十一郎君が、また、本日、三治重信君が委員を辞
任され、その補欠として伊藤郁男君が選任されま
した。

○委員長(中村太郎君) 租税及び金融等に関する
調査を議題といたします。

前回の委員会におきまして財政及び金融等の基
本施策について渡辺大蔵大臣から所信を聴取いた
しておりましたので、これより大臣の所信に対する
質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○稲山篤君 大臣、大変御苦勞までございま
す。

五十六年度の予算の問題は後ほど伺います
が、日本と非常に関係の深いアメリカの経済の問
題について若干伺いをしておきます。

二月の十八日ですが、日本時間で十九日になる
わけですが、レーガン大統領が経済の再建計画と
いうものを発表しました。これについての内外の
評価というのはいろいろあります。いろいろあり
ますが、日本の財政を扱います大蔵大臣として経

済政策の四本柱についてどういうふうにお感じを
お持ちですか、まず冒頭にお伺いしておきます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) レーガン政権が非常
に効率的な身軽な政府をこしらえるのだというこ
とをスローガンにして歳出の削減、減税、政府規
制の緩和、安定的金融政策という、いわゆる四本
柱を立てたわけでありまして、それによって現在の
不況とインフレから民間の活力を取り戻して、ひ
とつアメリカ経済を立て直すというふうな中期
的視野に立った思い切ったものである、かように
考えております。これによりまして米国の経済が
再建をされるということになれば、日本ばかりで
なくて世界の自由国家陣営にとっては、私は世界
の経済にとっても大変プラスになることじゃない
か、そう考えておる次第であります。ただ、これ
がそのほかに防衛費の増額とかいろいろなことも一
緒に言っておるわけであって、ちよつと考えると
いうと、果たして減税とそういうものと一緒にな
まてできるのかどうなのか、われわれとしては非
常に期待をして実は見ておるところであります。

この間私はアメリカに行つたときに、予算局長
のストックマン氏とも会談をしましたが、なか
なかこれはむずかしいことでは、と言つた
ら、非常にむずかしい、おやりになるのですか
と言つたら、どんなむずかしいことがあつても
国民世論が支持をしているから、議会は変だと思
うけれどもあえてやるんだというようなことを
言っておりました。

○稲山篤君 日本への影響という問題も当然ある
わけですが、アメリカの経済を見てみますと、物
価の上昇率、それから失業率、金利、いずれも
二けたであります。これを一けたにするというの
は容易ならざることで、いろんなところの分析を
見ましても当分の間続くだろう、二けたないしは
二けたに近い状況がしばらく続くだろう、という

う厳しい見方をしております。私はこれも当然だ
ろうというふうに思ふんです。

そこで、参考までにお伺いをするわけですが、
現在アメリカのドルが世界じゅうにいろんな形で
流動しておりますね。中でもアメリカ系の銀行あ
るいはメジャーというものがいろんな国で投資を
したり、多国籍企業としてのことがあるわけだ
すけれども、このアメリカ系の銀行が持つており
ます過剰流動ドル、こういうものがアメリカ本国
に吸収をされなければ、一言で言ってみまして、金
利問題を一けたにするということもなかなかむず
かしい。しかし、アメリカの金利が高いもんだか
ら、逆に言いますと、世界に流れております過剰
流動ドルというのは、またそれはそれなりに働い
ているわけですね。そういうことを考えてみます
と、アメリカの経済の再建というのは非常に厳し
いものになる。必然的にその影響が日本を含む
いろんな国に肩がわりを要求をされる、あるいは
アメリカの経済をできるだけ早く回復するために自
由主義諸国が補強工作をせざるを得ない、こうい
うふうな印象を非常に強く持つわけですが、そう
いう点について大臣いかがでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) たえばIMFとか
世界のいろんな機構に対するアメリカの出資とい
うようなものについて、消極的になつていゝん
ではないかと見られる節も実はないわけではないわ
けであります。しかしながら、やはりアメリカが
急激にそういうような他国との直接関係あるよう
な問題について、自分だけで独走するということ
は私はいんじやないかと、やはりそれらについ
てはいろいろ関係国と話し合った上でやられるこ
とだと思つています。ただ、アメリカ自身が非常
に苦しい経済状況にありますから、自分を立て直
すために国内的にいろいろ手を打つてくると、
そのとばかりというか、わかりやすく言え
ば……、影響を受けないかと言え、多少の影響
は当然私はあるだろうと思つております。

○磯山篤君 政治的、経済的あるいは軍事的いろ
んな分野で影響があるというのは当然予想してか
からなければならぬわけですが、日本の財政の分
野から考えてみて、いまから十分に防衛対策とい
いますか、十分に準備をしておかなければならぬ
分野があると思ふんです。明確には数字は出て
おりませんが、たとえば軍事の問題について
日本はかなり肩がわりを要求をされる、これは
日米安保条約という立場も踏まえて要求をされる
ことについては、十分に見通しをしておかなけれ
ばならぬ課題ではないだろうか、こういうこと
が一つありますね。

それから、大臣の直接の所管ではないにいたし
ましても、日本から自動車その他のいろんな物が輸
出されておりました、アメリカでも手をやいてい
るし、EC諸国でも手をやいていゝ問題がある。
それらについても最終的に日本の財政に大変な
かわり合いを持つてくることも承知をしないやな
らぬと思ふんです。日本の財政がいま非常に厳し
いときであるだけに、心の準備というものをしつ
かり踏まえておかなければならぬと思ふんです。

そこで、大蔵大臣として財政の分野からどうい
うふうな心の準備をいまからしておかなければな
らぬのか、その点、考えられます範囲で結構です
から明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま例示をされ
ましたいろいろな日本の輸出というふうな問題に
ついて懸念はないかということでございますが、
すでに通産省などでも、集中的な輸出というもの
が迷惑をかける場合もございますので、共存共栄
をしないやならぬから、それについては秩序のあ
るお互いに納得のいくようなものにしようとい
うことで自発的にいろいろやっておるようござい
ます。アメリカの経済が立て直つてくれればそれ
はむしろ日本にとって非常なプラスになることで
あつて、一刻も早く立て直つてもらいたいとい
うことが先であります。

衛の予算というものは、日本は日本の独自の立場
でやはり日本人が最終的には決めていくことであ
ります。ただ、日米安保条約というものを結んで
おりますから、日米安保条約が役立たないような
防衛体制でもこれは困るわけでありまして、それ
は日本防衛のために日米安保が機能するという
中、しかもどういふようなやり方があるか、少な
くともこれについては日本の国内の事情という
ものも大きく影響するわけがあります。したがいま
して、防衛予算等でアメリカが極端なことを要求
するということには私はないと思つておりますし、
この間私が訪米したときにも、いろいろな方々
とお会いをしていろいろお話しもしてきました。や
はり最終的にはそれは日本政府が決めることで
ということでございます。したがって私どもとし
ては、防衛費の予算については日本の財政事情
その他いろんなもの事情を勘案した上で決
めていくこととでございますので、それほどの心配は
しておりません。

○磯山篤君 毅然たる態度で節目をつけるとい
う考え方はよくわかりました。
大臣の所管ではありませんけれども、ちよつと
お考えを伺いたいわけですが、
それは日米の経済摩擦、貿易摩擦というものが
長年続いているわけですが、たとえば電電公社の
機材の問題についての開放という問題が長年政治
問題になつておりましたが、ある意味では一件落
着きました。それから外国たばこ、なかなかずく
アメリカのたばこの問題についても大筋解決をし
たわけですね。よく振り返つてみますと、一品ずつ
処理をしているという感じがする。それもう
う方法があると思ふんですが、さて、これから
は自動車筆頭にいろいろな問題が現にある
わけですね。たとえば先端分野の商品で見まして
も、半導体のICがアメリカに比べ日本が非常に
のしてきたわけですね。それからコンピュータ
はアメリカも約七割持つていゝるわけですが、これ
も日本と西ドイツが追いついてきていゝる。それが
航空機につきましては、アメリカの専売特許で

はありますけれども、NCの装置だとかNCの工
作機械、こういうものは圧倒的に日本がアメリカ
に對してかなり伸ばしていゝるわけですね。それ
から組み立ての商品で言いますと、御案内のと
おり、乗用車、トラック、二輪車、以下いろいろ
ありますけれども、カラーテレビにいたしまし
ても、カメラにいたしましても、相当日本製品
の分野が広がつていゝるわけですね。

そこで、先ほど申し上げましたが、一品ずつの
処理というふうなもので果たしてこれから日米の
貿易問題、ECの貿易問題というものが十分に解決
を図られるかどうか、そういう点について危惧を
するわけですね。もちろん私もいゝえども、それ
は分業の時代でありますから共存共栄といゝこと
は十分考えなければならぬと思ふんですが、一品
ずつの処理でいゝますと大変な、結果として日本
の産業が一つ一つ後退を余儀なくされる、こうい
うふうな考えられそうでありまして。

そこで、大臣の所管ではないにいたし
ても、もはやこういう状況になれば一品料理でなく
て、皿にたくさん盛つたものをどうやってアメリ
カなりECとの間に円滑な関係を結んでいくか、
こういう方法を政治的にとらなければならぬ
ないかというふうな考えを述べられたい、その点大
臣の御感想はいかがでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは通産大臣なり
外務大臣の所管でございますから、私は深入り
することを避けませんが、いづれにいたしましても、
日米の貿易摩擦が過熱するといゝことは兩國のた
めにならない。アメリカなども、ともかく日本
の企業もつとアメリカに進出をしてもいいとい
うようなことは、指導者の方はいゝうしよつち
うう言つていゝることであります。また、日本に對
しては、どうしてうまくいゝつていゝるのかといゝ
うなことをしよつちううわれわれにもいろいろ尋
ねるわけでございます。

通を欠きまうという、ひょっとしたことから大きな話題を提供するようなことになりかねませんので、やっぱり日米兩國においては外交チャネルを通して、いろいろな業界等の摩擦というものはそれが拡大しないように、またお互いが納得できるように、事前に話し合いの上で早目早目に解決をしていくということが必要ではないかと、かように考えております。

○磯山篤君 きょうはその問題が本命ではありませんが、先ほど私指摘をしましたように、わが国への影響というのはいふにだるうに、うと思ふのです。それから政治的に言うならば、レーガン政権の対中国政策がどういうふうな軌道修正されるかによつても日本への政治的、経済的あるいは財政的な分野でもかなりの影響を受ける。それはメリットもあるしデメリットもあるというふうに見ざるを得ないと思ひますが、十分にひとつ御研究をいただきたいというふうに思ひます。

次に、財政の中期展望について伺ひします。私は一月三十日の本会議の代表質問でも申し上げましたが、昭和六十年までの短期な展望でなくして、もう少し、昭和六十年代に入つたものを含めた中長期の展望を明らかにしなければ、今回の大増税につきましても国民は十分に納得をするわけにいかない、そういう意味でその中長期の展望を質問したわけですが、たまたまその三十日の日に閣議で「財政の中期展望」というものが決定をされて明らかにされているわけです。時間の関係がありますから、これの性格その他について深く掘り下げることはできませんけれども、どなたが見ても一見不思議に思ふ事柄がこの数字の上からは明瞭ですね。その点について伺ひしたいと思ひます。

第一は、その歳入の見積り問題です。五十五年度が二・九％、五十六年度が二・二％。これを境にして五十七、八、九年度はいずれも一・四・六、一・四・〇、一・四・〇というふうな伸び率になっているわけです。これについて、平たい

言葉で言えば、こんなに税収を低く見積もっているのは何かその背景があるはずだ、これは純技術的な背景でなく政治的な背景があるんじゃないかというふうに関われるのも当然だと思ひますね。そこで、この歳入の見積りもりの整合性があるかどうか、その根拠が十分に説明が得るものかどうか、まずその点をお伺ひをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは一応の経済見通しと、それから過去のある程度長期にわたつた税の伸び率というものを機械的に掛け合せてつくつたものでありまして、具体的内容については主税局長から説明いたします。

○政府委員(高橋元君) 今回のフォローアップの結果、昭和六十年までの成長率は年率一・七、五十六年を起点といたしますという見込みになるわけでございます。そこで、一・七％が等率で伸びるというふうなまづ考えました。次に税収でございますが、現在の三十二兆二千億という税収を基礎といたしまして、過去十年間の平均の弾性値が一・二であるということも参考にいたしまして、大体年率一・四％——一・四・〇四になるわけでございますが、伸びを想定をいたしたわけでございます。

なお、五十七年度につきましては、五十六年度税制改正の平年度化が約千五百億でございますので、それを加算をいたしまして一・四・六という数字になっておりますが、発想といたしましては現在の五十六年度の、いま御提案いたしております税制改正を織り込みました後の税制が毎年毎年一・七％ずつ伸びていく経済の中で一・四％の増収を生むものと、それが毎年等率に起こるものと、こういう想定でございます。

○磯山篤君 こつちの五十六年度の二・二・二は、たしか積み上げでつたというふうな理解をしていくわけですね。従来、昨年まででしたけれども、当初説明の段階では弾性値一・二を基準にして考えましたと、数字が大きくなりますとこれは積み上げをいたしたと、こういうふうに変わ

っているのが特徴です、皆さん方の説明では。そこで、弾性値一・二として税収の伸びを一・四％に見たと、こういうふうな言われればそれまでのこととありますけれども、やっぱり原則的に言えど、積み上げをある程度無理をしながらも行っていかないと、増収見込みにずいぶんアンバランスが生じるといふのは過去の歳入見込みでも決定的にあらわれていたわけですね。大きく論争するつもりはありませんけれども、非常に少ない見込みをしようというふうな私どもは指摘をせざるを得ないというふうな思ひます。

○政府委員(高橋元君) ただいまお示しのごさいます二・二・二という数字は、実は増税が入つておるわけでございます。そこで、今年度一兆三千九百六十億という税制改正による内国税収の増加を法案として御審議をお願いしたわけですが、それを除外をいたしまして、かつ五十五年度の補正予算に計上いたしました七千三百四十億という五十五年年度の年度内自然増収を外して考えますと、五十六年度の歳入の伸びが申しますか、実力の伸びは一・三・七％でございます。

で、石油ショックの後で大体各年の決算対決算の税収の伸びというのを見てまいりますと、五十五年度は一・三・三％、五十六年度が一・四・四％、五十七年度が一・〇％、五十八年度が一・四・四％——これは御案内のとおり非常に企業の収益力の回復が著しかった年でございまして、いわば石油ショック後のピークでございまして、一・四・四％。五十五年度は一・二・一、七千三百四十億円の補正を入れました後一・二・一でございまして、五十六年度の一・三・七というのとは決して過小な見込みではないと思ひます。今後一・一・七％の成長が続く中で一・四％の税収増を見込んでおるといふことは、決してお話のように過小な見積もりを年々繰り返しておるといふことではないというふうに私も考へて御提案をしておる次第でございます。

○磯山篤君 次に、歳出の問題ですが、国債費、地方交付税を除いた一般歳出の伸びが五十五年

五・一ですね。それから五十六年がいま審議されているものが四・三ですが、五十七年度からは一・四、次いで九・四、九・六というふうな二けたに近い、あるいは五十七年度は二けたに近づくわけですね。そうしますと、歳出について思ひ切つて節約をする、あるいは小さい政府をつくるというふうなことで四・三％というふうな相当切り詰めて五十六年度お出しになっているわけですが、五十七年からは高い伸び率をもうこの段階では想定をされているわけですね。

そうしますと、これは一体財政再建というのはどうなっているんだと。財政再建というのはあきらめたんじゃないか。小さい政府にすることについて努力を放棄するのではないか。こういうふうに見られるのは当然だと思ひますね。ここに非常に数字の整合性がないんです。その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) よく説明をしない、そういうような誤解を与えるおそれがございします。これは事実は違つておりまして、ことしの四・三％というのは、これはいろいろ手を加えてつくつたものでございまして。かなり八千数百億に及ぶものをカットしたりあるいは伸びを極力抑えたりあるいは別な方法をとつたり、いろいろな政策手段を講じて四・三％に抑え込んだと、したがって、これはそういうことをやらないうで伸ばせばもっと大きな数字に實際はなるわけです。

ところが、この中期展望というのは現在五十六年度の予算で御審議を願つておるものを五十七年度においてそういうふうないろいろな方策を全然とらない、そしてありのままに、自動的に伸びるものはそのままというふうにしてみるということ、こういうような数字になります。ですから、こういうような大きな数字になつては困るというわけですから、したがって、これをどういうふうにして今後抑え込んでいくか。ことに今度の国会等でもいろいろ言われるように、ともかく増税をするんならもつと歳出を切れという御意見がこれは非常に強いんです。ところが、現実には法律制度と

関係のあるものが非常に多うございますので、こ
とし以上にさらに切り込んでいくということになら
りますと、それは新しい一つの政策手段を用いなく
ければならない。物によつては法律の改正もお願
いしなきゃならぬと、こういうようなことになる
わけであります。しかし、それをしなければこう
いうことになってしまうということで、今後どう
するかという問題については、皆さんの今国会で
の御議論というものを拝聴して大勢の赴くように
われわれは決意をしなければならぬと、そう思っ
ておるわけでございます。

○磯山篤君 大臣言われますように、公務員の賃金を一％に抑える、あるいは国民金融公庫に対します助成について財投で肩がわりをさせる、いろいろなやりくりをするわけですから、それで四・三％になる。五十七年度以降もそういうような努力力——そういう努力というのは言い方がいかどうかわかりませんが、小さい政府にする、冗費を節約する、そういう努力がなされなければならぬわけですが、そういう努力がなされなければならぬわけですが、そうしますと、いまのお話でいきますと、この一般歳出の伸びというのは一定の条件のもとに出したものであって、これを、いうところの中期展望としてしっかりと踏まえてもよろしいんだと、重要なものではありませんというふうにやや聞こえるんですよ。そうあつてはこの中期展望というのは何のために出されたのかよくわからない。

少ないとも、後ほど申し上げますけれども、
 特例公債については五十九年まではゼロにする、
 そうしますと、これの四・三％を超えます一〇・
 四、九・四、九・六％ということになりますと、
 相当思い切った増収対策を考える、あるいは特例
 公債は発行しないけれども、建設国債——四条国
 債を発行してつじつまを合わせるということが技
 術的にはどなたでも考えることなんでしょうね。す
 でに議論されておりますように、相当大型の増
 収、増税というものを考えているのではないかと
 いうのも無理からぬ意見ですよ、当然だと思
 います。このいま私が指摘をしました二けた台の

数字が「けたの真ん中ぐらいいに抑えられるという話ならばともかく、そうでないとするならば、いまから財政当局としては大型の増収対策あるいは四条国債の発行、それ以外に大きく財源を求めることは非常に不可能だ、こういうふうに考えます。いかがでしょう。

○國務大臣 渡辺美智雄君）これはなぜ出したんだという御疑問でございますが、いま私が申し上げましたとおり、手放しておけばどんどんともかく費用がふえる。これは事実の姿ですから、ですから、これでは困るという御意見が私は多いと思つてうんですね。そういう御意見を持っていたら結構なんです。したがつて、多いといえばなぜこんなに多くなるのか。中身を見てもつと五十七年は切り込むべきじゃないかというところ、どこを切るかという問題にこの次はなつてくるわけです。したがつて、そういうような議論をしてもらつて、一緒になつて歳出の削減を図つていくという手がかりになればいいということでございます。

したがって、われわれとしては、ただこういうものを出して足りないものは増税でみんなやるとかいうわけではありません。こういうもので一緒になつてまず歳出を切るものは切ってみましょう。しかし、どうしても切れないということになれば、じゃ不足財源はどうするんだと。いまおっしゃったように、じゃ四条国債を増発してつじつまたまを合わせるのかという御議論が出るのも私は当

然だと思ひます。しかしながら、これについてはこの試算でも書いてあるように、一応四条国債といふものについてはもう五十七、八、九というふうになつておるわけです。一方、公共事業はふえておりながら四条国債ふやさないということになれば、要調整額ということで財源どうするんだという問題が出てくるわけでありまして。これはそのときの経済事情や財政事情によつて考えていかなければならない。あるいは年度間で調整して、ある年はふやさないがその次の年は倍ふやすということもあり得るかも知れない。いずれにしても、

これは議論してもらつたためにつくつてあるわけ
であります。

したがいまして、私どもとしては四条国債といふのは赤字国債のかわりに使うわけにはいかないわけですから、公共事業をふやさない限りは四条国債をふやすということとはあり得ないのでございます。したがって、どうしても切り込めないといふことになれば、それじゃ切り込めない分についてはどういうような負担の仕方をするのか。負担はもういやだと言うなら切ってもらわなければならぬし、切るのがいやなら負担をしてもならぬわけばならないし、どちらかといふことになりません。したがって、それは大にその議論をして、まず切り込んでいくということを優先的に考えていきたいと、そう思つておるわけでございます。

○山本富吉 議論をして切り込んでいくという話

（新田篤実） 議員としての地位を失つてしまふことはよくわかりましたが、そういう点で、たとえば公共投資についてお伺いしますと、五十五年度は〇・二、五十六年度は〇・五のマイナス。ところが五十七年になりますと途端に九・六%いずれも伸びにしているわけですね。ところがその反面、いま大臣言われますように、四条国債というのは六兆七千九百億円ですか、三年とも据え置きにしているという、数字の上からいくと非常に整合性がない。非常に政治的な数字がここに置かれていゝるというふうに見るわけです。これは素人が見てもそういうふうに思いますが、大臣どうでしやう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) この公共投資の額につきましては、これはこういうふうにする、と決めたわけじゃもちろんないわけですが、一応政府は七カ年計画というものを持って、おつて、それをフローアップして少し修正して二百四十兆を百九十兆に直したと。その百九十兆というものをその期間内でいままでやった分を差し引きまして残った分ですね、六十年までに。残った分を仮にこうやるとすれば、ここに書いてあるように九・六、九・六、九・六ぐらいの伸び方で公共事業をやらなければ百九十兆にならぬわけだ

よ。全体の問題がならない。しかし、そういう計画がある以上は、やはりその計画で公共投資が一応行われるというふうなここに書いてあるわけですから、それで行われると。しかしながら、五十七年になってもう景気も回復したと、それによつてむしろ物価対策の方が大切だと。ですから公共事業そんなにふやさなくてもいいじゃないかということになれば、これは減らすことも当然あり得るわけですから。したがって、そういう点から考えて、四ヶ条国債というものについては、公共事業が伸びたからといってそれに伴つて全部ずつと伸ばすといふふうには考えてみなかったわけでございます。もともと公共事業というのは国債以外には金出してやっちゃいけないという規則はどこにもないわけでありまして、苦しいときに要するに公共事業の財源として四ヶ条国債を発行したということであつて、税金で、一般会計でその公共事業をやつて悪いということはどこにもないわけです。

でございますから、一応われわれとしては、そういうふうなふやすこともあるだろうし、減らすこともあるだろうが、現在の段階においては財政再建というんだから、赤字国債は五十九年まで減りましたと、なくなりましたと、そのかわり四条国債はその分以上にふえましたというんでは、借金の高はむしろふえちゃって、財政再建でなくて——国債には別に、これは赤字の国債とかこれは四条国債だとか色違いで売っているわけでも何でもございせんし、金に色目ないわけですか。したがって、四条国債がうんとふえて国債費が高がどんどんどんふえていくことになるかならば、金利がかかって借金がふえると同じことですね、これは。したがって、やはり財政再建という以上は、四条国債といえども、ともかくこでうに、どんどんふやす姿であらわすということよりも、一応それは並べて書く方がいいじゃないかというニュアンスで書いてみたわけであります。

○龜山篤君　いま予算審議が行われているわけですが、国民の立場から言いますと、増税の前にはやるべきことがあるじゃないかということで、不公

正税制なりあるいは歳出の節約というものを国民は要求をしております。それについて十分に納得できるものが提示をされるならば、ある分野について税金が高くなるのも協力をせざるを得ぬだろうという気持ちには多分なるだろうと思うんですよ、そこが一つあるわけです。ところが、そのある分野で協力しようと思っても、先行きが不透明だとしますと、これは協力したけれどもこれは将来大変になる、先行きが不透明だ。そういう意味で言うと、ここの増税にはそう簡単に賛成するわけにいかない、これも国民のごく常識論だと思ふですね。その常識論に答える意味もあるんでしようけれども、われわれが審議するとするならば、「財政の中期展望」というものが一つの寄りかかりになるわけです。そのときに深く切り込んでくれるという話はいと思ひますよ。しかし、それだけでは国民に対する説明に全然なっていない。ここの増税があるわけですが、これに協力してくれ、将来君たちの生活は安定しながら、国の財政は再建できるぞというその説明にはならないわけです。

だから、その意味で瀬谷先生も私も申し上げましたのは、単に中期の計画というよりも、もう少しきめの細かい、国民が見てなるほどなど、これならば協力しよう、こういうものが欲しいわけですよ。そういう意味で言いますと、この中期展望というものは、一定のたたき台にはなるんでしようけれども、それ以上のものにはならない、こういう気がするわけです。私はそういうふうに考えますが、その点いかがです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは非常に経済が世界じゅう不安定でございまして、三年なり四年なりにわたる具体的な政策をずっと先まで見通して決めてしまふということは不可能に近いわけですよ。たとえば公共事業の問題を一つ取り上げても、景気が上がりがあるから公共事業をふやせという人があるわけですね。一方においては公共事業はもつと減らせという人があるわけですよ。ところが、われわれといたしましては実際景気の動

向をこうじつと見ておりまして、そしてともかく民間の投資意欲というものは強いと、しかし、個人消費にはかげりがあると。個人消費伸びずのには物価の安定を図っていかねばだんだん伸びるんではないか。だからいまこそ公共事業を大きくふやすというふうなことも考えられない。じゃ五十七年、五十八年には——一年先なんですね、もう見通しを付けて公共事業をふやすという方に決めた方がいいのか、公共事業を来年、再来年は減らすというふうにした方がいいのか。これはだれもなかなか結論出ないわけですね、実際問題として。したがって、それは先々まで見通して決めると言われましては実際問題としてむずかしい。

もう一つは、経費の切り込みという問題についても制度が現在もう手つかずであるわけですから、ここで切り込むというのを仮に仮定しても、たとえてわかりやすく言えば、それじゃ農林省で検査員が一万人三千人いると。いまどき配給切符や米を簡易検査を一つ一つ、一俵一俵国家公務員がやる必要ないじゃないかという議論がありまます。それをそれじゃ切るといふことをここで計画をつくっても、現実にはどこでも決定してないわけですね。政府としても、それじゃ米の食糧制度を改正して地方の検査員を何年以内に何人減らすという方針がないわけですね、政府としては。したがって、そういう方針が出ればその分だけは今度は減額の方にカウントできます。方針が決まらな

いんですから、だからカウントできない。したがって、現在の状態でいけばこういう形になるというのであつて、これでは大変なことなんだ。だからこれは一つの例ですよ。そういうのが厚生省においてもあるでしょう、ほかのところも、文部省においてもあるでしょう、いろいろあります。しかし、そういうような制度にも手を突っ込んで、ともかくこの際は増税なんて二回も三回もとんでもないと。国民の側からすれば、そんな過剰サービスは要らない、切つてくれというのが世論だと、したがって、世論の代表である国会

においてそういうような意見が出てくれば、当然私はその方向に向かつてそれは政策を決定していくと。政策を決定したときにはその決定された政策に従つてこれは修正されると、当然のことだと思ひます。

○磯山篤君 時間がもう来ましたので、中期展望につきましてはまた改めて見解を述べたいと思うのです。

最後に、大蔵省から予算委員会に出されております「国債整理基金の資金繰り状況について」の仮定計算だとか、それからごく最近出ました国債の借りかえだとか、いろいろ悩みの大きい問題も山積しているわけです。しかし国民の率直な気持ちとしては、昭和五十五年度におきまして七千億円の自然増収があつた、それから五十六年度におきましては四兆五千億近い自然増収を見込んでいます。加えてこの四年の間、税制改正が行われていない。物価の上昇で生活は非常に苦しめられていて。こういうものがそれぞれ指摘をされて、国民の大合唱として所得増税を行へ、将来の国の財政再建のために国民に返すべきものは一遍は返しなさい、これが国民の大合唱になつていてと私どもは判断をするわけです。いずれわが党からは明日公式に提案をするわけでありまして、この国民的大合唱に対して大蔵大臣としてどういうふうなこたえていくのか、短期的な対応の方法なりあるいは長期的な対応の考え方について最後にお伺いをしておきます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 所得税の減税に反対する人は私はないと思ひますね。私もできることだつたらばやりたいと、条件がそろえばやりたいと思つております。しかしながら、現実の問題として、私がもうすでに七十一兆円からの国債残高を五十五年度末で持つておつて、ここの五十五年度でも十四兆の借金をしておつて、このために経済政策自体が、金融政策がもううまくいかななくなつてきているというのが現実の姿なんです。したがって、これをいつまでも続けるわけにいかない。したがって、五十六年度からは本格的に赤字国債

からの脱却を五十九年までにやろうという方針を決定したわけです。

それによつて、要するに五十六年度で四兆五千億程度の自然増収というものが見込まれます。見込まれますが、まずここのように十四兆借金しないんですから、十二兆しか借金しないといふことになれば、そこで二兆円の財源が必要であります。まず四兆五千億円のうち二兆円はその財源に優先的に充てられる。あと二兆五千億円の残る。それは国債の利払いと、要するに増税によつてお金が入れば三兆の三三％は自動的に地方交付税に回ります。それによつてほとんど四兆五千億

円という金はなくなつてしまふ。

一方、当然増といわれるものが、それはもう老人がふえれば年金がふえるとか、生徒が三十万人ふえますから一万人先生がふえとかそういうふうなもの、当然増が一兆六千億ある。進当増として、物価が上がれば年金スライドするといふようなものを含めると一兆九千億円になると、この金どうするかというところになつてくるわけでございます。したがって、既定の経費の中からかなり実は切り込んでいられるんです、やりくりもやっています。先生が御指摘のとおり。それは一兆九千億円のものを一兆三千億に減らすわけにいかないんです、実際問題として。ところが、一兆四千億円の増税といつても一兆一千億円しか国は使えないんです、三千億は地方に行つちゃうんですから。一兆一千億円国が取つて、そうして一兆九千億近いものにちゃんと対応しているわけですから、何か手品がなければできないわけですね、これは。手品と言つてしかられるかしれませんが、中でやりくりがなければできない。それは経費のカットなり、あるいは先生が言ったように六百億円とかも補給金を来年度財投に回したじやないかというおしかりを受ける部分もそれはあるわけですよ。いずれにしても、そういうことをやって最小限度の増税によつて一兆八、九千億に及ぶところの当然増の経費及びエネルギーを初め新しい政策で新しい経費を持つていけるわけですか

ら、その金どっから出たんだと。それはどっかを切つてそれで差しかえたというようにものをいろいろ工夫を凝らしておるわけだ。そうやってまゐりますという、なかなか五十六年度において所得税減税をやりたい気持ちはやまやまなれど現実にはできないということで、御容赦をいただきたいと言つて謝つておるような次第でございます。

○磯山篤君 大蔵大臣に言われつ放しでわかりましたというわけにはいかない。この国債の発行の問題は昭和四十年の発行のときからわが党が厳しく今日を予想して指摘をしてきたわけです。したがつて、今日までの政治的な責任というのは非常に大きい。与党並びにそのときどきの政権党は大いに反省をせよとわななきやならぬ。

そこで、この国民的な大合唱であります所得税減税については、十分に国民の声を聞いて政治に生かすようにさらに要望をして、私の質問を終わります。

○多田省吾君 私最初、所得税の物価調整減税を強く要求したいわけでございます。

その理由は三つあります。一つは、やはり所得税の軽減が特に課税最低限が五十二年から短縮置かれたままで、そして物価の異常高騰によつて実質的な増税になつております。昨年はそのため実質賃金が〇・九％減つたというふうな統計始まつて以来の出来事もございました。第一次オイルショックのときも考えられないほどの出来事でございます。第二には、やはり私は、労働間の信頼関係が大きく現在損なわれていると思ひます。それを解決するには、やはり物価調整減税以外にはないと思ひます。第三には、やはり日本の経済が物価調整減税をやつて、そして個人消費を喚起しなければ大変なことになるのではないかと、このように考えるわけでございます。ですから、大臣のおっしゃるやうに、物価調整減税やりたいのはやまやまであるけれども、条件が整つていないのだ、財政再建ということをおっしゃるわけですが、しかし、私はこの条件をつくり出していかなく

ばならない、このように思ひます。

で、第一の問題である国民の所得の目減りというところにまゝしても、やはり勤労所得税というものがある。増税されていることは否めない事実だと思ひます。先ほど大臣おっしゃつたように、来年度の税の自然増収額は四兆四千九百億円が見込まれておりますけれども、税目別に見ますと、所得税が二兆七千六百九十億円、源泉分が二兆八百億円、全体の六二％に当たります。次いで法人税が一兆二千二百四十億円、二七・三％。物品税が一兆一千十億円、二・五％。圧倒的な部分を所得税で自然増収を賄つておるわけでございます。ですから私も、異常なこの物価上昇に見合った分だけの増収分、これだけでもやはり七千億円や八千億円はあるんだと思ひます。ですから、野党あるいは労働組合等がこぞつて国民的要求をしております四千五百億円程度の物価調整減税をやつたとしても決して減税ではなくて、異常な実質増税を少し国民に還元する程度であつて、その程度でも私は実質増税だと思つておるわけでございます。やはり私は、その第一の理由によつて、どうしても条件をつくり出して所得減税はしなければならぬと思ひます。

第二番目は、やはり労働間の信頼感が非常に失われたということでございます。昨年の春闘においても勤労者の大部分は政府を信用して、物価上昇は六・四％に必ず政府は抑えるだろうと。抑えなければ政治責任にもなるし、これは大変なことになるといふことで、六・九％程度の賃上げをやむを得ずのんだ姿になつたわけでございます。ところが実際は、六・四％の消費者物価上昇が実は改定されて七・七％程度だ。河本経企庁長官によれば、七・七％程度というものは六・五％から七・五％の間だ。非常におかしい論理を展開しておるわけだ。私たちが常識で言えれば、七・七％程度、昔からの政府答弁によれば大体六・八から七・二ぐらいが妥当だと思ふんですが、七・五％まで七・七％程度だといふことで言つておるわけだ。ところが、現在の消費者物価はそ

れにとどまらない、恐らく八％を三月末で超えるだろう、こういう見通しでございます。ですから、そういう国民の信頼を裏切つた政府というものが、どうしてもこの物価上昇によつて異常に増収されたところの所得税というものをやはり国民に還元しなければ、私は大変なことになると思ふんです。

第三番目には、やはり国民経済から見ましても、昭和五十五年は政府の言うやうな実質経済成長率に私は達すると思ひます。しかしながら、これは大臣も御承知のやうに、異常な輸出増、あるいは大企業のいわゆる設備投資等に救われた形でございます。それもこの五十六年度は、御存じのやうに中小企業の設備投資が低迷したままで、しかも公定歩合も非常に高いので、大中小企業も苦しんでおります。大企業がそれにつられて設備投資が低迷し出した。あるいは先ほどもございまして、自動車や家電やあるいは工作機械等の輸出というものがアメリカ、EC等において非常に紛争を醸し出してございまして、五十六年度においては輸出増というものは恐らく私は見込めないだらうと思ひます。そういうことになりますと、やはり個人消費を大幅に喚起しなければ日本経済の実質成長というものは非常に落ち込んでしまふ、このように思ひます。その証拠に最近の在庫調整だつて、一月―三月期でおおむね底に達するだらうといわれていたのが、四月―六月期まで繰り延べになるんじゃないかとも言われておるじゃありませんか。

大臣は、きのうも衆議院の予算委員会等におきまして、日本の所得税の課税最低限は非常に高いのだ、フランスに次いで高いといふことをおっしゃつておられます。しかし、昨日も論議がございまして、やうに、国民の可処分所得、あるいは実質賃金、物価水準、公共サービス、国民に還元される福祉や年金等の還元分等を考へてみた場合に、一概にそう言えないものがございます。アメリカですら、ああいう経済が逼迫している状況で、この三年間に一〇％ずつの所得減税、八兆円の所得

減税を行おうとしているじゃありませんか。そして大臣あるいは総理も、このアメリカの民間の活力に期待しているんだと、こういうことをおっしゃる。なぜアメリカに期待して、日本にこの民間の活力をもつともつと強めるための、すなわち物価調整減税による個人消費の上昇ということなげ大臣は考えないのかですね。

私は、やはり条件を整へるということはいまからでもできると思ふんです。補助金の整理、あるいは不公平税制の是正とか、やり方は幾らでもあります。私はやはり、こういう強い国民的要求もございまして、その三つの理由によつてどうしてもここでやはり大臣としては、物価調整減税は財源がないからできないんだ、条件がないからだめなんだとおっしゃらずに、やはり物価調整減税に踏み切つて、そして日本経済を立て直し、また国民を信頼して、そしてまた最も税制において過酷な扱いを受けているところの勤労所得者の勤労に報いるべきである、このやうに強く私は要求したいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 広範にわたりましていろいろ御意見を交へたお尋ねがあつたわけでございます。

私は、本当に、昨年の春の春闘において労働組合の指導者の方々が良識ある賃上げで妥協をなさつたといふことについては、深い敬意を表しておるやうな次第でございます。そのときに六・四％というやうに、政府はその程度の物価の目標を掲げたことも事実でございます。しかるにかかわらず、物価が七・七％ということで見通しに狂ひが起きたと、これも事実でございます。ところが、世界じゅうこれはもうみんな大狂いに狂つてしまひまして、御承知のとおり、アメリカなどではいまでももう一三・三％程度のインフレでございます。イギリスはそれよりちょっと高い、フランスも大体その程度、イタリアが一八・九というところでしょう、一時二〇％に行つたと言つてましたから。ブラジルも一〇〇％とか、世界じゅう實際狂つちやつたわけなんです。そこで、日本は

狂いが実は一番少ない国でございまして、これを
びたつと当てると言われましても、なかなかこれ
は本当に、言いわけがましい話でございしますが当
たらなかつた、一〇〇％は。という点は申しわ
けないですが、もう世界の経済事情がそういう事
情だったので、そこへもつてきてイランの戦争、
あるいは日本だと冷夏の問題とか豪雪とかいろ
ろ重なって、六・四にうまくいきそうにないとい
うことについては、それらの諸事情も御勘案を
して、これは申しわけありませんというお願いを
する以外にはないと私は思っておるわけでござい
ます。それによつて、要するに労働者の実質賃金
が五十五年においてわずかではあるが〇・九、いま
まででないことだ、減つたじゃないかと、これも
私は御指摘のとおりだと思います。しかしなが
ら、現実の問題といたしまして、いま私が言った
ように日本の課税最低限というのは昭和五十二年
に改正して以来ずっと据え置かれておることも事
実でございしますが、まあ幸いにその間における可
処分所得の問題においては、これはわずかではあ
りますがふえておることも事実でございします。
で、いままでも本来ならば税収がうんと減つたとき
に借金をしないで何らかの形で、公共サービスを
少なくするあるいは増税を行うかすべきもので
あつたものを、それをやらなかつたということも
事実でございします。

そういうような諸般の情勢から、今回はまことに
申しわけございせんが、結局財政の立て直し
ということがやばり国民経済に私は一番影響が
ある。ここできさらに財政を悪化させながら減税を
するということのメリットと、そういう諸般の情
勢からしてわずかに実質賃金が減つたことも事実
であるが、しかしこれは幸いに、ともかく三月、
四月、五月にかけての日本の卸売物価、それに続
く消費者物価の低落傾向は顕著に実はあらわれて
きておる。そういう点から考えると、むしろ物価
の安定というものを先に進めることによって、個
人消費の支出を伸ばすということによって景気を
維持していくと、よくしていくというところの方が
いいという政策判断に基づいておるわけでござい
ます。で、アメリカの民間活力というものはな
はだ低くて、日本は労働生産性の上昇というの
は、一つの例を取れば、一九七九年で対前年比で
日本は四・五プラスになっていますが、アメリカ
の労働生産性というのは非常に低くてマイナスの
〇・四というような状態でありまして、民間の活
力というものは日本とアメリカでかなり違う。
私はそういうような点から考えますと、この際
はひとつ、まあ労使の賃金問題でわれわれ口出す
ことは一切できませんが、物価の安定というもの
を通して国民生活に寄与するという点に重点を置
いた方が今後のいろいろな面で望ましいというよう
な政策判断に基づいて、今回はひとつ減税はお許
しをいただきたいということを申し上げておる次
第でございします。

〇多田省吾君 私は、大臣がいろいろ理由を並べ
られましたが、数少ない野党の要望なんかにつたえ
られるかというような、あるいは財政再建元年だ
から意地でも減税はしないぞというような意地を
通しているようにしか私は思えないんです。です
から、異常な物価上昇の分における、それに見合
つた所得税の増収分だけでも七千億円、八千億円
あるじゃないか、それを四千五百億円程度国民に
返すのがなぜできないのか、その四千五百億円は
ど物価調整減税を行うことによって個人消費も大
いに喚起されて、実質経済成長率もぐんと伸びる
し、またそれによる税収もそれ以上に私は見込め
るはずだと思ひますし、私はできないわけは絶対
ないと思ひます。だから条件を整えて、この
際、そういう一たん決心を強くなされたことはよ
く承知しておりますけれども、この際やはり、ア
メリカでさえあの財政の逼迫した現況において三
年続けて一〇％の所得減税、八兆円の所得減税を
やろうとしている。民間活力を回復させようとし
ている。日本が四千五百億円程度の物価調整減
税——当然国民に戻すべき減税です、減税の名に
値しない減税です、そのぐらひは行うべきだと、

このように私は思ひます。
その点と、もう一つは、倒産等によって非常に
中小企業が苦難を強いられておりますけれども、
いわゆる金融政策の運営に当たって、総合的に判
断して機動的に対応していくと、大臣も所信表明
でおっしゃっていますけれども、第三次公定歩合
引き下げに對してどういう考えをお持ちなのか、
その二点をお尋ねします。
〇国務大臣(渡辺美智雄君) 私はアメリカに行っ
たときに聞いてみたんですが、日本で狂乱物価の
ときに二兆円大減税というものを一遍やったこと
がある。それによつて狂乱物価に輪をかけてちゃ
つた。私はあれは失敗だつたと思う。アメリカで一
三％ぐらゐのこれは高い物価高で、しかも金利水
準が、優良企業に対する貸出金利が二〇％、そう
いう中で大幅減税をやつて本当に物価はうまく下
がるんでしょとか私は聞いてみた、実際は、と
ころが、これはやっぱりいろいろ議論があるそう
です、議論があるそうです。あるけれども、し
かし、それにもかかわらず大幅な各般にわたる歳
出カットを一遍にやるんだと、歳出カットを、法
律を直して。だから、それをやるから心配ないとい
うような御意見の方もありました。私は、した
がつて、それがうまくできるものなら一番いいと
思ひます。私には別にこたわつてでも
何でもないのであります。一つの政策判断とし
て、ここで借金をよけいして減税をやるべきか、
それとも物価の安定を優先的にやりながら借金を
少なくしていくかという政策判断のこれは問題だ
と私は考えておるわけであります。
まあ所得税、非常に酷でないかと、五兆円のう
ち所得税が二兆七千七百億も自然増収であるじ
やないかということが言われます。特にその中
で、いままでも言われてきたことは、特にその所得
の捕捉率の高いサラリーマンの給与所得がうんと
ふえるんじゃないか、自然増収で、という御質問
がこれはもう何回も何回も出てまいりました。確
かに五兆円近い、四兆五千億円近い自然増収の中
で給与所得というのは一兆二千億円ほど増収す
るようになつては見込んでおります。しかし、
これはいままでの税の統計をずうっと見てもらえ
ばわかりますが、所得税の自然増収の中に占める
給与所得の割合が二七％というの、極端にふえ
てきたという統計では実はないわけでありませ
う。大体例年に比べてまあまあ大差のない数字とい
うように考えているわけでございまして、そういう
ような点も考えまして、今回は所得税の減税につ
いては見送らしていただくということに考えてい
る次第でございします。
なお、中小企業の問題につきましては、これは
金利が高いために中小企業の設備投資意欲が足り
ないんじゃないか、こういうような御主張があり
ます。これはやっぱり一つの御主張だと私は思っ
ております。問題は、しかし中小企業の設備投資
というのは、短期の資金が下がつたからといって
すぐにふえるわけではない。問題は長期資金、長
期資金が下がらなければならぬ。そのためには
やはり当然に預金金利が下がらなければ長期資金
が下げられるわけがない。預金金利が下がるため
には郵便貯金も下げてもらわなければ預金金利だ
け下げられるというわけにもいかないという問題
がございします。しかし、それを下げたからとい
つて果たして長期金利がすぐに連動して下がるか
ということになると、国債の出過ぎというやうなこ
ともあつて、国債は長期資金で金を集めているわ
けですから、この金利が下がらない。下げれば、
利回りのレートを下げれば暴落する、暴落すれば
利回りはむしろ高くなつて裏目に出てしまふとい
う突厥があるというやうなことで、非常に私も迷
つておるところでございします。しかし、長期金利
というものは短期が下ればそのうちいずれは下
がるよということを言う人もあります。われわれ
は機動的に対応してまいりたいということを言っ
ておりますが、公定歩合に直接關して私がここで
物申すことは差し控えてさせていただきます。
〇多田省吾君 先ほど大臣は、五十六年度の自然
増収額、その中で給与所得税が一兆二千億円
だ、こうおっしゃいましたけれども、その物価上

昇に見合う増収分はその中でどのくらいだとお考えですか。

○政府委員(高橋元君) 物価が上昇いたしました場合には、一体いかほどがその給与の増加になるかということまで分析をしませんと実はいまの御質問にお答えがしにくいわけでございます。私ども、残念ながらいまそういう計算をいたしておりませんので、お答えはお許しをいただきたいと思ひます。

○多田省吾君 これはもう常識的に判断しても、累進税率から見ても、六千億円や七千億円の分が物価上昇に伴った増収分だ、このように言えると思ひますが、大臣どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私も、計数的なことは専門家が計算しないとよくわかりませんので、直接答弁できないことを、相済みませんがお許し願ひます。

○多田省吾君 これは答弁したくないのはよくわかりますけれども、常識的に見てもその半分の六千億あるいは七千億円は物価上昇分だ、このように私は言えると思ひます。

それでもう時間ありませんが、先ほどから私は三つの理由を述べておりますが、最後の理由の、二つの理由もこれは当然でありますけれども、これで個人消費が喚起されるのかどうかです。ね、実質所得が目減りしております。そうして物価調整減税もない。これじゃ個人消費が五十六年度はぐんと落ち込むんじゃないか、こう思ひますが、どうですか。それによつて日本経済はますます低迷に走る、このようになりますが、どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私どもとしては、この個人消費の停滞というものが去年あったのは、やっぱ何といつても一つは物価の値上がりだと思ひます。特に第一次ショックのときに、先ほど言ったように大幅減税をやつたり金融が緩んでおつたりというところへ、もう一つは売り惜し買ひ占めみたいな話になりまして、それでああいふような狂乱物価にしまつた、その苦

い経験にこりましてね、今度はそれで皆さん方が、その物価が上がつてもそれそんな買わないよ、石油なんかでもしたがつて大幅に原価が上がつておりながら逆にだぶつちやつて、政府の手持ちとか民間の備蓄はふえてゐる。そのためにこ

としは幸いに日本は一番物価高から逃れられたわけですね。これは国民の英知と生活の知恵だと私は本當に思つてゐるんです。

しかし、こういうようなことで物価が安定をして、まあ七割台というのが六割台、五割台ということになつて、金利水準も適当なところになつていけば、日本国民はかなり貯蓄性向は高いが、買ひ控をしてゐるわけですから、やはり物価が下がれば、私はそういう点から着実な個人消費というものは伸びるんじゃないかと、そういうふう

に期待をしてゐるわけでございます。物価の動向については、私どもも十分に配慮をして注意深く見守つてまいりたいと思ひ、そして経済企画庁と一緒に適時機動的に対処をして景気の維持には努めてまいりたいと思ひておるわけですね。

○多田省吾君 私は、物価安定はこれは当然やらなければならぬ必須条件だと思ふんです。そのほかにやはり物価調整減税によつて国民の個人消費を喚起すべきである、両方の意味で言つてゐるわけですね。

続いて、私は補助金について一点だけお尋ねしておきますが、五十五年度は残念ながら千六百八十八億円の整理だけにとどまり、相変わらず千四百兆五千億円、五十六年度総予算に対して三十一兆という補助金が計上されてゐるわけでございますが、まあ三十年以上前から計上されてゐる補助金もありますし、二十年以上継続してゐるものもあります。こういう長期にわたるものはセット方式を導入して見直すとか、あるいは非常に細かい補助金がたくさんつく結果、ある県ではそれを役員で飲み食いに使つたというふうな、そういう補助金の使い方をしている例もあります。あるいは補助金を整理したと称して、ほかの形でまた同じ額だけつけたというふうな例もありま

す。そういう補助金のあり方は私は大変よくないと思ひます。

今後ともやはり大臣として補助金の整理にどういう態度で臨むか、お尋ねします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御指摘のように、本當に一般の人は意外に感じ、私も自身もちよつと意外に感じるわけですね。非常に補助金カットやつてくれやつてくれと私は督促して、約千七百億円切つたわけですね。ところが結果は六千五百億円ふえちゃつた、それで補助金総額は千四百兆五千億円、こうなつておるわけですね。ところが、御承知のとおり、もう補助金で何と云つたてで保障費の補助金ですから、社会保障費だけで五兆円あるわけですから、これを切れと言つても九七〇兆法律で決まつたわけですね、みんなこれ。法律を直してもらわれないでこの五兆円にともかく何千億でも手つづけると言つても大蔵大臣でないです、これは実際は。

それから、文教の補助金というのは三兆三千億あるわけですね。これも九三〇兆法律で決まつておる。したがつて、減らすといつても、これ両方でもう八兆三千億円、約半分以上のものがあるわけですね。

で、公共事業の方は、これは公共事業全体で抑えれば系統的に補助金を切つたと同じ額になつて、伸びなければふえないわけですね。しかし、これも三兆一千億円あるということで、この三つで十一兆四千億円実際あるわけなんです。

そのほかの補助金については、できるだけ切れるものは切るようにいたしました。たとえば農業問題でも、一般の農業団体からふやせふやせと言われた減反補助金ですね、水田再編対策補助金ということですが、これは実は五百数十億円切つてゐるわけですね。ですから、学校の問題で四百何十億円からこれも切つてゐるとか、かなり大口のものもございまして。零細なものもございしますが、しかしふえる方が多いものですから、そこで帳消しになつて、結局六千五百億円ふえたと、もう

私の意外とするところではございしますが、現在の制度というものをそのままにしておいたんでは、なかなか大きいものがどんどん伸びるということでは小さいものを切つたつて追いついていけない。したがつて、そういう点についてはやっぱ私は、全部国会でも終わつたら皆さんと一緒にどうしたらいいかということについて、本當にこれはもう五十七年度の予算編成前には御相談をしなければならぬ大きな事柄だと思ひます。

また、サンセット方式等についてはこの補助金から大分取り入れておりますので、委細は吉野次長から説明をしております。

○多田省吾君 いや、結構。

じゃ最後に、時間ですから三点お尋ねして終わります。

一点は、政府の援助でございまして。先ほど大臣は防衛力増強についてはレーガン政府も極端な要請などはしないと思ふ、心配してないとおっしゃいましたけれども、私は防衛力増強についてはアメリカから相当極端な要請があると思ひますが、軍事大国にならない、平和国家としていくという憲法の精神に従つて、私はそれは断じてのむべきではないと思ひます。反対に私は、やはり政府開発援助を強化いたしまして、そして総合的なわが国の安全保障を図るべきである、また国際協力をしていくべきであると、このように思ひます。ですから、今後の三年間の政府開発援助の増額というものがこれで足りるのかどう

か。それからもう一点は、国連の機関に対する拠出金でございまして、分担金は世界三位になつておりました。経済大国がその程度の分担金を負担するのはあたりまえだと、こういう態度をとられておるわけでございますが、そのほかの「国連主要機関・基金に対する主要拠出国一覧」というものは当然であります。日本に持つてくる国連大学なんかでは相当出しておりますけれども、非常におかしいのは国連児童基金、いわゆるユニセフの拠

出金が日本が現在第九位である、一九七九年において第九位であるという実績でございます。スウェーデンとかノルウェーとかオランダ、デンマークよりも少ない。人道上から見てもこんな姿でいいのかどうか、これはもつと増額すべきではないか、このように思います。

第三点は、大蔵大臣は五十七年度からのいわゆる一般大型間接税、大型消費税といわれるものの導入についてどうも積極的な考えをお持ちのようであるように見えるわけでございます。総理が五十六年度も増税して五十七年度も増税というわけにはいかぬというように消極的な態度をとっておられるのと比べると、大蔵大臣の方がむしろ積極的ではないかと思われる節がありまして、私どもは非常に遺憾に思いますが、その点についてお答え願います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 一つは政府開発援助をもつとふやせということでございますが、これについては先ほどお話があったように、五年間で過去五年間の倍にするというのを目標としてやっていますと、これはやっぱりかなりの金額になるわけですね。過去五年間で一兆二千億出しているわけですから、これから五年間で二兆四千億、二兆五千億ぐらい出そうという努力をするわけですから、もう年々一・八%平均ぐらい伸ばしていかなければその数字にならない。恐らく一般歳出はこれよりも少ないぐらいに切り込まなければならぬという中でございまして、これは政府は、しかし日本だけで生きていられるのではなくて、国際社会の一翼を担って国際的な責任もありますから、そういうふうな責任分担に応じていこうという姿勢を示しておるわけでございまして。なおその他委細の問題については主計局の次長から説明をしていただきます。

なお、大型間接税で私が積極的に推進しているようなお話でございますが、別に私は積極的に推進はいたしておりません。ただ、たびたび答弁をいたしておるのは、それはもう国会決議もあることなんだから絶対やらないねと、こうおっしゃる

ので、これは国会決議のものについては私はそういったことをやるなということを言ったって国会で通してもえぬから、通してもえぬことを考えるようなことはいいたしませんと、しかしながら、広く消費に着眼した間接税は一切やらないよ、一切考えないよということをいまここで約束することはできませんと。申ししますのは、極力経費の切り詰めに私はいたしますと、いたしますが、皆さん方が国会の方がそれを承認してもらわなければ困るわけであって、それが国会でパスしていただければかなり私はうまくいくと思うが、切り込むことがパスしないということになればそれは不足が出ますと、不足が出たときにどういうふうにするかをやるか。一方においては所得税を減税するという声もかなり強いわけですから、そういうふうなものとの兼ね合いというものもいろいろあつて、間接税はやらぬというように、いま歳出カットも決まったわけでもない、法案が通ったわけでもないうちに全部手足縛っちゃうということとはできませんというのを申し上げておるので、やるとも言っておりませんし、やらないとも言っておりませんというのが真実でございます。

○多田省吾君(吉野良彦君) ユニセフの問題につきまして簡単に御説明申し上げます。ユニセフに對しますわが国の拠出も、先生御案内かと存じますが、昨年度、五十五年度予算におきましてはドルで五百二十万ドルの拠出を予定していたわけでございますが、現在御審議をいただいております五十六年度予算におきましては、これを百万ドル増額をいたしまして六百二十万ドルというふうにかなり大幅な増額を予定をさせていただきますいております。これからのユニセフの全体としての事業規模がどうなっておりますか、その辺の推移もにらみながら底分の負担をするということ而努力をしてみたいと、かように考えております。

○多田省吾君 ユニセフだけ申し上げますけれども、八一年六百二十万ドルは聞いておりますが、

これでも世界で第八位になるかどうか、その辺は私は思いますよ。ですから、これは極端に少ないので、これは人道上の問題もありますので、国連の分担金が第三位である日本がこんな程度でよろしいのかどうか、再考を願って終わりたいと思います。

○政府委員(吉野良彦君) 今後ともこの国連児童基金の全体としての事業の内容、スケール、それをにらみながらできるだけの努力をしてみたいと考えています。

○近藤忠孝君 渡辺さんは財政再建元年ということと強調されますが、国民の側からはこれは準備増強元年、それから福祉切り捨て元年、そして何よりも増税元年と、こういう反論があるということとを冒頭に表明しておきたいと思うのです。

そこで、増税の問題ですが、五十六年度税制改正、法人税、酒税、物品税等々、その提案がされて、そしてその趣旨説明、提案理由などを拝見いたしますと、いずれも「最近における厳しい財政事情等にかえりみ、」要するに財源調達という至上目的のための増税であるという点は素直にわかります。要するに取れるところから取ろうと、そういう考えだと思ふんですが、反面、経済政策の一分野としての租税政策、その一つの中心は所得再配分機能だと思ふんですが、そういう面の基本的考え方とか、あるいは思想面がこの増税には欠如しているんじゃないかと、こう思うんですが、どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 近藤委員の言いたいこと、いま言わんとすることは、間接税、お酒を初めそういうようなものは、金持ちでもお金のない人でもみんな飲むんだから、金持ちだからたくさん、よけい飲むということじゃないんじやないかと、だから所得が伸びれば逆進性が強いんじゃないかというようなことをおっしゃりたいのかもしれません。

私は、今回の増税というものは所得税以外のもの、要するに広く薄く可能な限り多くの税目から納税していただきたいということから考えたのであつて、決して逆進性を目当てにしたものでも何でもありません。法人税等もちゃんと二%上げておりますし、その他の税率についてもそれぞれ、印紙税は倍とか、いろいろ上げておるわけでござい

であつて、決して逆進性を目当てにしたものでも何でもありません。法人税等もちゃんと二%上げておりますし、その他の税率についてもそれぞれ、印紙税は倍とか、いろいろ上げておるわけでござい

○近藤忠孝君 じゃ、具体的にお聞きをしたいと思ふんです。今回の税制改正で所得の階層別配分はどういう影響を与えるのか。特に間接税は、いまも問題になりましたように、強い逆進構造を持つてゐるわけですが、今回の酒税、物品税などの増税が、いわゆる十分位の所得階層別の間接税負担割合にどういう変化をもたらすか、この点の予想はどうですか。

○政府委員(高橋元君) 法人税、それから流通税でございます。印紙税とか有価証券取引税、これらが個人に直接どういふふうに着するかと、これについては、定説もないわけでございまして、これは本来再分配を目的とした税金ではないといふふうに考えるわけであります。

いまお尋ねの酒税でございますが、これは御案内のとおり、ビールでは、大体小売値段に對して一〇%ぐらいの増税をお願いいたしております。清酒の二級で一%ぐらいの税負担の増加をお願いしております。酒類全体の小売価格に對する増税によるコストアップは六・六%程度というふうに見込みます。

そこで、五十四年の家計調査の年報を使いまして、年間収入五分位階級別に出して試算をいたしました。これはごくラフな試算でございますが、後日精査の上、もう少ししっかりした金額を申し上げたいと思ふんでございますが、いまお尋ねの六・六%と申し上げましたのが、家計の消費支出にはめ込みますと、平均で六・五になるわけでございまして、第一五分位が六・二、第二、第三五分位が六・五、第四、第五五分位が六・六、第六五分位が六・六、第七五分位が六・六、第八五分位が六・六、第九五分位が六・六、第十五分位が六・六、というように試算されるわけでございまして、と申しますのは、酒の税負担と申しますのは、確かに

第一十分位——これを今度は十分位で申し上げまして、前に国会にお出しした資料でございますが、第一十分位では〇・四六、第X十分位では〇・二三というふうになるわけですが、中身の酒が、たとえばウィスキー、それから清酒の特級または一級、ビールというふうな比較的高い、また今回高い率の増税をお願いしております酒類の消費が所得または収入階層の上がるほど大きいわけでございますので、その結果を試算いたしますと、ただいま申し上げたような数字になるわけでございます。

それから物品税につきまして、やはり増税をお願いしておりますわけでございますが、これも御承知の所得五分位表によりますと、物品税の税負担は、下位から上位に向かってやはり若干高くなっております。その中で、自動車関係で税負担の増加をお願いいたしておりますのと、比較的高額の耐久消費財で新規の課税をお願いいたしておりますので、それらの点を入れますと、これは逆進と申しますよりも若干累進の傾向を示すのではないか、この辺もいま具体的な試算を行おうと思っておりますのでございますが、いまありますのは五十二年の所得階級別表でございますので、それにはめ込んでやりますと、いま申し上げたようなお答えになるというふうに思います。

○近藤忠孝君 いま指摘されました所得階級別税負担表、これを五十年から比較してみますと、間接税全体を見ますと、五十年は一・一、五十二年は一・六九と、これは第一です。一番低い層だそうですね。第X分位の方では、逆に五十年が一・三九に対して五十二年〇・八六と完全に逆進進になっておるのです。今度の間接税の増税というのは、ますますこれに拍車をかけるのじゃないか、こう思うのですが……。

○政府委員(高橋元君) いまもお答えを申し上げておりましたが、全体として間接税の所得階級別の税負担が、ただいま仰せのように、低位の収入ほど税負担率が、収入に対する税負担率が高くなるのは事実でございますが、それが一番大きく何によ

つておるかとお申しますと、たばこの税負担でございます。これが比較的消費支出金額が大きいのと、たばこの定価は、これは所得、収入階層によって、必ずしも安いとばかりを吸っていませんので、これが第一十分位が〇・五六で第X十分位が〇・一四というふうな極端に逆進的になっておりますが、ただいま御説明しております、また今回増税措置をお願いいたしております酒と物品税につきまして御説明いたしますと、今回の増税に基づくそれらの税負担変化は、上位の収入階層ほど大きいという事実を御説明を申し上げた次第でございます。

○近藤忠孝君 私はここで指摘をしたいのは、もともと新しい資料、それから都市勤労者だけじゃなくて全世帯対象とした資料ですね、それから実収入に対する負担率だけじゃなくてシブ係数などもっと明確にすべきこと等、もともと資料をたくさん出して、そして間接税などの増税がどういふ影響をもたらすのか、これを明確にすべきだと思ふんです。現にこれは事務次官田中さん自身も抽象論議じゃなくて具体的な論議を深めたいと思ふんです。こう言っておるわけで、ひとつその点を要望したいと思います。

もう時間ありませんので、あと一、二だけ申し上げますと、先ほど大臣は消費に着眼した間接税についてはやるともやらないとも考えてないと、こういうことだったんですが、私は先ほど挙げた資料などから見ても、消費に着目した間接税というのは一層税制の所得再分配機能を低下することから見ても、消費に着眼した間接税を期待し、その方が私はまず先だろというものを指摘したいと思ふんです。恐らくそいつを明確にすれば、とてもそういう増税はできないということになるろうと、こう思います。

それからもう一つは、先ほど来問題になっております所得税減税です。これについても先ほど来ずっと繰り返しておりますけれども、最近のいろんな資料はまず所得階級別の所得格差が広がっ

ているということが一つです。それから、それだけじゃなくて産業間とかあるいは大企業、中小企業等々、あらゆるところに格差が広がっているというのが現実です。ですから、新聞論調も所得税減税しないという大蔵省の説明は説得力を欠く、あるいは減税拒否の理由をただと、これが一つの世論になっていくわけでありまして、渡辺さんは物事の説明大変うまい大臣として有名ですけども、そのうまい渡辺さんでも説得力がないと、こう言われておるんですね。よほど大変なことだと思ふんです。そこでもう一度、渡辺さん自身があればやっても説得力でないんですから、これはやっぱり考え直す重要な場面だと、こう思いますが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 一つは資料のこととお話がありましたが、できるだけ便宜を図るようにな努力をいたします。

それから二番目は、間接税がふえていけば非常に逆進性があると広がるというお話がありました。私は理論的にはそうだろうと思ふんです。問題は、諸外国の例を考えますとね、近藤委員もよく御承知のとおり、日本はいままで直間比率というものは大体七対三ですね、七対三。アメリカは極端に直税が多いんですがね。フランスはまあ四対六、間接税が六割。ドイツあたりが五・五の四・五ぐらいのところ。イギリスが六・四というところで、日本よりもはるかにいずれの間接税の比率が大きいんです。そういう国はそれじゃ非常に逆進性の国かという、なかなかそうばかりも言えないんじゃないか。日本の場合も、間接税と直接税の割合というものは、もう少し直接税よりも間接税の割合が多くていいんじゃないかと、よその国と見比べるとでもないが、というように私は考えておるわけです。これはいろいろ御批判のあるところだと思ふんですが、一つの政策の問題であります。

それから、所得税減税の問題についてはもう先ほど長くお話しいたしましたし、またこれから大蔵委員会ではいろいろ皆さんに御審議をお願いする

という段階で、私も誠意をもってできるだけお話をしたい。要は目先の減税をやるか、それとも現実には物価の安定を図り、それから財政の基盤を強くして、そしていろいろな今後到来することが容易に予想される高齢化社会に対応していくだけの底力をつけていくか。これは政策判断の問題で、言うならば父の愛、母の愛みたいなものだと私は思ふんですね。ですから、これは意見の分かれるところだと存じますが、よく話し合いをし、ひとつ賛成をしてもらうように私も努めたいと思っております。

○伊藤郁男君 時間がありませんのでまとめで四、五点お伺いをいたしましてお答えをいただきたいと思ふます。

第一点は、もう政府が公約をいたしました物価の六・四％、これが守れなかった、その原因は一体どこにあるのか。実は、昨年の賃上げにおきましても、それぞれの労働組合はこの政府の六・四％見通しというものを念頭に入れながら、かつ国民経済全般のことも考えて賃上げ率を非常に自制してきたわけです。しかし、もうその後の物価は御承知のような値上りの状況でありまして、これはまさに戦後統計史上、本当初めてだという異常の事態だと私も判断をしております。これはまた原因について明らかにすると同時に、それを公表すべきではないか、これが私の第一点。また同時に、経済企画庁長官は今年度の、五十六年度の見通しを五・五％以内に抑えようと、こういうふうに言っておるのでありますけれども、その見直し根拠を明らかにしていただきたい。

それから第二点は、物価の抑制に、さらに今年度まで一カ月あるわけですから、全力を尽くしてあらゆる手段を通じて物価抑制に努力をいたしましたか、ということとを要求します。と同時に、あわせてこの物価対策費五百億円の問題でありまして、さらに残額が相当あるわけでありまして、これを来年度の物価の対策費として活用すべきであると思ふけれども、これについてはどうか。こ

これは全野党の一致した要求でありますので、その点をお伺いしておきます。

第三は、物価六・四％見通し、これが狂ったというの、やっぱり勤労者に対する政府の道義的責任かつ政治的責任も非常に多いと思うわけでありまして、先ほど来、所得税減税の話が各野党の皆さんから出ておりますけれども、もう所得税減税は断固としてやってもらわなきゃならぬ。やつてもらわなければどうしても納税ができないわけでありまして、もう一度その点についての見解をお伺いしておきたいと思ひます。

今回の大増税、さらに物価の、公共料金の相次ぐ値上げ、そのことによって各家計に及ぼす影響というものは非常に大きいわけでありまして、六万円から十万円の負担増になると、こう言われておるわけでありまして、この点については断固として各野党が要求をしている課税最低限度の引き上げ、これについて十分に考慮を払っていただきたい、こういうように思ひます。

次に、中小企業の倒産というものが非常に多くなつてきておることは御承知のところですが、昨年一年間の企業倒産は一万七千八百八十四件、負債総額が二兆七千二百二十五億円に達しておるわけでありまして、これはまさに五十二年に次ぐ史上二番目のものだ、こういうふうに言われているわけですが、中小企業をめぐる情勢は非常に厳しいわけでありまして、しかもに今度の法人税の引き上げにつきましても、中小も含めて二％、こういう引き上げ、そしてかつ軽減税率の適用所得限度額を年八百万円、これに引き上げる、こういうことにとどまつておるわけでありまして、私どもこれを一千万円くらいに引き上げるべきではないか、こういうふうに考へておりますので、この点納税のいく所見をお伺いをいたしたい、こういうふうに思ひます。

最後に、補助金の問題でございまして、これももう大蔵大臣大努力をされて、相当のものを切つてきたと、このことは高く評価をしたいわけでありまして、先ほど御答弁がありま

した、小さなものは余り削つても意味がないんだと、こう言われますけれども、しかし私は、もう小さなものの中に不必要のものがたくさんあるのではないかと、こういうふうに思ひます、さらに全国市長会のいろいろな資料を見ますと、零細補助金の中で、たとえば二万円の補助金をいただくために、その手続のために人も要る、複雑な申請書を書かなきゃならぬ、そういうようなこととかかる金額が、二万円の補助金をもらうために二万二千七十七円を要したと、こういう資料もあるわけでありまして、これらの補助金につきましても、やはりこの全国市長会が要求をしておりますように、五十万円以下の少額補助金については、これは零細補助金として一般財源化に踏み切るべきではないか、これを私もは要求をしたいと思ひわけでありまして、これらの点につきましても御答弁をいただきたいと思ひます。

以上です。

○国務大臣(渡辺美智雄) 物価の問題については、経済企画庁来ておるそうですから、経済企画庁の方から説明をしていただきます。

われわれは、今後とも物価の抑制には一緒になりまして、極力努めてまいりたいと思ひます。

物価対策費の五百億円という問題については、今年度そういうことで四党合意をしたわけですが、いまだ、これについては四党の合意ができていませんが、有効なものについては別にわれわれは出し惜しみをするわけではございませんので、四党の合意ができて有効なものにはお使いになつて結構だと、私はそう思つております。

所得税減税につきましても、先ほどかなり長時間かけて税山委員のときにお話をいたしましたので、また同じ話をここでする時間的余裕がございませんので、御了解をいただきたいと考へております。やはり所得税減税ができるような情勢ができれば、私も考へないわけではないということでございますが、当面所得税減税ができるような状態にはないと、こう思つておるわけでございます。

中小企業の対策費につきましては、これもことし中小企業の予算の伸びが低いというようなことから、よく中小企業対策が少ないんじゃないかと、いうおしかりを受けるんです。しかし、これは二百億円からのものが、去年で不況産業種に対する機械の買い上げとか何かの補助金が全然不要になつたものですか、その分がばつと抜けてしまふわけですか。それが抜けたところで計算すると、一二％程度の中小企業対策費というものが去年よりふえたことになるわけでございます。

なお、増税に当たつて中小企業、つまり、ある一定の企業の軽減税率適用については、そんな八百万円なんてけちなことを言わぬで、一千万円ぐらゐまで軽減税率適用にしたいじゃないかという御趣旨でございます。私もそれといたしましては、純益七百万円だったものを軽減税率を八百万円に上げた。一千万円に上げますと、九百万、一千万円という人はこれは減税になつてしまふんです。実は、それはなぜかと言つと、それは四二％というのと三〇％と、一二％格差がつくわけでありまして、いままで四〇％を受けていたわけですから、八百万、九百万、一千万円という人は、その部分についてはです、超過部分については四〇％の税率適用だったものが、今度は三〇％の低率適用ということになつて、むしろ七百万を超過して一千万までの部分は減税になつてしまふ。そういうような点から、これはほかとのバランス、それから個人営業者、個人営業者でもかなりの高所得の者がございますから、法人にすれば法人にできると。一千五百万とか二千万程度と

のバランス等も考へまして一千万にすることは適当でない、こう考へた次第でございます。

零細補助金の問題については、二万円の補助金があつたかどうか、私は実はよくわからないので事務当局から説明をさせますが、零細な補助金は切らなくてもいいんじゃないかと私は一つも言つてないんですよ。それは極力整理はいたします。いたしますが、全体的に大きな金額にはなかなかならない。数はうんと多いんだけれども、そ

のわりに、ともかく何百億、何千億という金にはなりませんでしたという御報告を申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○説明員(中田一男君) お答え申し上げます。

五十五年度の消費者物価につきましては、御案内のとおり、第二次石油危機によります輸入インフレを何とか国内インフレに転嫁させないようというところで懸命の努力をしてまいりました。しかしながら、何分にも原油価格が予想いたしました以上に大幅に上昇いたしましたことと、あるいは異常気象によりまして季節商品等の値上がりが見られましたことなどであらかじめ予見しがたい要因が出てまいりまして、見通しを修正せざるを得なくなつたということをまことに残念に思つておりますが、現在はまだ寒波等の影響で野菜価格等は上がつておりますが、これに對しましてこの年度末までにかけて何となくこれを安定させるようにということで、緊急、応急の対策も講じております。全力を挙げておるところでございます。が、おかげさまで基調的には物価はかなり落ちついております。御売物価はすでに昨年の四月をピークにいたしまして安定しております。消費者物価への波及というのも非常に弱まつてきております。したがひまして、消費者物価の現在の瞬間風速的な動きというのは非常に弱くなつてきておると見ております。また、五十六年度にかけては、ちょうど五十五年度の当初に電力料金ですとかガス料金の改定という非常に大幅な改定がございましたけれども、公共料金もそのような事情には必ずしもございせん、去年よりは事情はいいというふうに見ております。また、原油の価格につきましても、現在では非常に需給が緩和しております。これは将来の事態というのには非常に流動的ではございますけれども、これまでのような大幅な上昇はないということになります。現在の落ちつき傾向を定着させていくことによりまして、五十六年度五・五％の上昇というのはわれわれの努力によつてそのようにおさま

てまいるであろう、そのために引き続き来年度も努力してまいりたい、かように考えております。

○政府委員(吉野良彦君) いわゆる零細補助金の問題でございますが、ただいまお取り上げになりました二万円という補助金、ただいま私承知をいたしておりますが、一般的に申し上げますれば、零細補助金の整理といえますのは補助金全体の合理化の一つの重要な柱と考えまして、従来からも努力をいたしてございます。五十六年度予算におきましても、幾つかの零細補助金につきましてこれを廃止するとかあるいはまた統合するとか数々の努力をいたしているつもりでございますが、今後もお引き続き一生懸命努力をしていきたい、かように考えております。

○野末陳平君 時間の関係で質問の内容をちよつと変えさせていただきますのでお許し願います。が、大蔵大臣、最近一部にグリーンカードの導入を見直せという声が大分あるそうですが、そういう動きが今後もし強くなつていった場合に、大臣としてはどう対処なさいますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私はじめに言われたことは一回もだれからもないです。何か国会で質問をされたことはございます。私といたしましては、ともかく租税の公平を圖れという要求、そのためには総合課税にしろということ、もう一つは郵便局等で非課税貯蓄があつてその限度が完全に守られていない、きわめて不公平ではないかと。ずるした人が得する、これけしからぬということであれはできたわけでございますから、私はそういうような観点から、まして今回増税もお願いしなければならぬというようにときでございますので、これを見直すということは頭頭考えておりません。

○野末陳平君 いまさら何で見直せというのかわかりませんが、聞くところによりますと、グリーンカードのせいで換物運動がどうも起きてきた。運動というほど大げさかどうか知りませんが、少なくとも物に金をかえようと、しかも税務署をこわがる金がつちへ行っているというよう

なことなのですが、これ自体は決して好ましいことではありませぬけれども、果たして本当にそういう動きがいつ出ているのかどうかからいって、当局としてはこういう動きがどの程度になつてくるか、その辺の実態はある程度わかるんではないかと。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私もよくわからぬですね。貯金全部かけるわけじゃございませんしね、これは。要求払い預金についてはグリーンカード要らぬわけですから、ですから、あわてて外国に金(かね)を運ぶとか金(きん)をかうとかどうとかといううわさはございますが、現実はまだそれが徹底してないということじゃないかと。しかし、経済というのは生き物ですから、勘違いされるところでもない問題が起きますので、これから先まだ五十九年までは長い時間がございますから、そういう勘違いをしないように国民にも徹底したPRが必要だろうと、そう思っております。

○野末陳平君 もちろんPRは大事なんです、ただ、ためにする理由に換物運動がけしからぬななというところになると、これが本当なのかどうか、その実態がどの程度なのかということとを当局としてもある程度知っておかなければいけないと思ふんです。そういう調査方法になるかわかりませんが、やはり今後に向けて、まだ三年ありますけれども、果たして金を物にかえるという動きがどの程度出てくるのか、これは全くわかりませぬ。誤解による動きであっても、それが実態であればやはり好ましくない。その辺の動きを今後つかむべきだと、調べるべきだと、そういうふうにご考へるんです。それはよろしいですね。

○政府委員(高橋元君) いまお示しのお話はまことにそのとおりだと思います。私どもも十分、いろいろな指標でかなりむずかしい問題もあるかと思ひますが、その動向把握に努めたいと思つております。

○野末陳平君 それから、大臣のお答えにもありましたけれども、例の郵便貯金なんです、去年

の秋からことしにかけてかなり郵便貯金にお金が流れていたことはいろんな数字から見ても明らかなんです、ただし、あれがグリーンカードのせいであるということになると、非常に疑問の点も多いわけですね。そこで、郵貯へ金が大量に流れたその理由について、その後の動きも見ながら、大蔵省としてはどういう分析をされたのか、それが興味があるんでお聞きしたいんです。というの

は、仮に今後、近く公定歩合が下がつて預貯金金利連動いたしますと、またそういう動きが出てくるのかどうか、それも全くわかりません。しかしながら、すべてそれがグリーンカードのせいであるというふうになりますと、何のためにこの制度をめぐつて審議をしたのかわからなくなつてきますので、その辺の、郵貯に金が流れたのは一体どういう理由であつたかの当局の分析をお聞きしたいんです。

○政府委員(高橋元君) これは銀行局長おられますので正確なことは申し上げられませんが、まず動向から申し上げたいと思ひます。

郵貯の純増ベースの増加額が八月ぐらいから非常にふえまして、八月に八七・三、前年を上回りました。九月は三・五倍、十月が二・八倍、十一月が三倍、こういうことであつたわけですが、十二月になりました一六・二倍というふうになつてまいりました。一月は前年に対してマイナス一・七倍というところまで来ております。

こういうことから、私どもこれは憶測でございますから、こういう公の場で申し上げてよろしいかどうか、責任を持つたお答えであるいはないのかもしらせんけれども、一つは金利の天井感というところであらうかというふうに思ふわけでございます。金利選好で、郵便貯金の金利は預けておけば十年間は高い金利がそのまもらえらる、そういうことをねらつた預金のシフトというものがあつたとすれば、かなりそういうところで出てきたんではないかという感じはいたしております。ただいま申し上げた数字はそういう動向をあらわしているのではないかと考えてお

ります。そのほかに、やはりいろいろな新聞等、また世の中、世上で、郵便貯金に預けておけば、これは元本把握もされないし税金もかからないというような過剰な宣伝と申しますか、心証に基づいて浮動した金が私どもは確かにあつたろうと思ふんですが、それがどのような程度であつたのか、もう少し銀行局にもよくまたお答えをする機会を持ちまして、正確なところを御報告をさせていただきますというふうにご考へます。

○野末陳平君 郵便貯金へ金が流れることについては、今後もしそういうことがあれば、なおいろんな角度で研究すべきだと思ふんです。いずれにしても、グリーンカードの反対の理由にされては非常に迷惑だという気がするんです。

そこで大臣、最後に、見直しというよりも、あとは細かい部分の詰めがまだ若干残つていて、それをいかにPRしていくかということの方が大切なんですから、雑音にくれぐれも余り感わないようにとばくはお願いしたいんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 承知いたしました。○委員長(中村太郎君) 以上で大臣の所信に対する質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時五分散会

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、一般消費税等増税反対に関する諸願(第三五八号)

一、新一般消費税等増税反対、給与所得者の減税に関する諸願(第三五九号)

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する諸願(第三六四号)

一、新一般消費税等増税反対、給与所得者の減税に関する諸願(第三六九号)

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する諸願(第四二三号)

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する諸願(第四二四号)(第四二五号)(第四二六号)(第四二七号)

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する諸願(第四二八号)

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する諸願(第四二九号)

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する諸願(第四三〇号)

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する諸願(第四三一号)

四二七号(第四二八号)(第四二九号)(第四三〇号)(第四三一号)(第四三二号)(第四三三号)(第四三四号)(第四三五号)(第四三六号)(第四三七号)(第四三八号)(第四三九号)(第四四〇号)(第四四一号)(第四四二号)

第三五八号 昭和五十六年二月二日受理

一般消費税等増税反対に関する請願

請願者 横濱市戸塚区舞岡町二四三ノ三

紹介議員 竹田 四郎君

一般消費税、福祉税など国民に新たな負担をかける増税はやめられたい。

第三五九号 昭和五十六年二月三日受理

新一般消費税等増税反対、給与所得者の減税に関する請願

請願者 横濱市戸塚区和泉町三、九九〇ノ一二 仁科文江外一万九千三百五十三名

紹介議員 片岡 勝治君

一、「新一般消費税」「福祉税」「庫出し税」など名称のいかんを問わず、国民に新たな負担をかける増税はやめられたい。
二、大企業や富裕者を優遇する不公平な税制を改め給与所得者の所得減税を行うこと。

理由

昨年、電気・ガス料金をはじめとした公共料金の軒並み値上げが行われた結果、厚生省の調査でも国民の半数近くが生活が苦しいと回答している。ところが政府は昭和五十六年度の大増税に続き、昭和五十七年度以降「課税ベース」の広い間接税として新型の一般消費税導入をねらい、着々と準備を進めている。この「新一般消費税」は昭和五十四年に国民運動の大きな高まりのまに導入を断念した一般消費税の名前を変えたものであり、物価をつり上げ、不公平な税制をますます拡大する最悪の税制だといわれている。「財政赤字」のつぎをすべて国民への負担増で切り抜けようとするやり方は到底納得できない。

第三六四号 昭和五十六年二月三日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 茨城県水海道市橋本町三、五八六

紹介議員 内 秋場鉄弥

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三六九号 昭和五十六年二月三日受理

新一般消費税等増税反対、給与所得者の減税に関する請願

請願者 横濱市中区山田町五ノ一 西山安雄外一万九千二百四十五名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三五九号と同じである。

第四二三号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町六ノ六ノ一〇 全国抑留者補償協議会東京都連合会

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四二四号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛知県豊橋市東田町北連田二六全 豊橋支部内 山本正二

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四二五号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律

の一部改正に関する請願

請願者 島根県八束郡美保町江全国抑留者補償協議会美保町支部内 都田実

紹介議員 成相 善十君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四二六号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡皆野町八八三 全国抑留者補償協議会皆野支部内 飯野忠雄

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四二七号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 香川県三豊郡豊浜町大平木 全国抑留者補償協議会香川県連合会内 大平勝彦

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四二八号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 新潟市医学町通二番町七四ノ一 全国抑留者補償協議会新潟県連合会内 関川信二

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四二九号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 奈良市坊屋敷町三 全国抑留者補償協議会奈良県連合会奈良市支部内

稻村半二

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四三〇号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県上浮穴郡柳谷村七、一五四 全国抑留者補償協議会愛媛県連合会上浮穴支部内 相原智

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四三一号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 奈良県磯城郡三宅町伴堂一ノ一八 全国抑留者補償協議会奈良県連合会三宅町支部内 安原栄一郎

紹介議員 堀内 俊夫君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四三二号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 群馬県高崎市井野町三五二ノ八 全国抑留者補償協議会高崎支部内 鈴木豊吉

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四三三号 昭和五十六年二月五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県松山市小栗四ノ一 一五五 全国抑留者補償協議会愛媛県連合会松山支部内 山本俊雄

紹介議員 仲川 幸男君

第四三三号 昭和五十六年二月五日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 秋田市広面樋口一〇ノ三三全国抑
留者補償協議会秋田支部内 貝塚
直

紹介議員 野呂田芳成君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四三五号 昭和五十六年二月五日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 宮城県登米郡中田町浅水小島五九
全国抑留者補償協議会宮城県連合
会中田町支部内 山内孝雄

紹介議員 大石 武一君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四三六号 昭和五十六年二月五日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願(二通)
請願者 山形県新庄市大手町二ノ八五 平
田修三外一名

紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四三七号 昭和五十六年二月五日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 新潟県三島郡越路町西谷一、三四
〇全国抑留者補償協議会新潟県連
合会越路支部内 大谷勇

紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四三八号 昭和五十六年二月五日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願

請願者 秋田市高陽幸町六ノ五全国抑留者
補償協議会秋田支部内 斎藤拓三
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四三九号 昭和五十六年二月五日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 東京都杉並区和田一ノ二七ノ一三
全国抑留者補償協議会東京都連合
会第七支部内 細川実

紹介議員 蔵内 修治君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四四〇号 昭和五十六年二月五日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 愛知県江南市両高屋中屋敷五五全
国抑留者補償協議会愛知県連合会
江南市扶桑町大口町支部内 古田
常夫

紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四四一号 昭和五十六年二月五日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 宮城県白石市福岡深谷妙見堂七全
国抑留者補償協議会宮城県連合会
白石支部内 日下正

紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四四二号 昭和五十六年二月五日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願(八通)
請願者 兵庫県揖保郡御津町岩見一、三一
八全国抑留者補償協議会兵庫県御
津町支部内 柴田進治外七名

紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。
一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)
の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を
「昭和五十七年三月三十一日」に改める。
第三条から第六条までの規定中「昭和五十六年
三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に
改める。

第七条第一項及び第四項、第七条の二第二項並
びに第七条の三第一項中「昭和五十六年三月三十
一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。
第七条の四第一項中「昭和五十六年三月三十一
日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項
第四号を削る。

第七条の五第一項中「昭和五十六年三月三十一
日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第八条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を
「昭和五十七年三月三十一日」に、「四百二十円」を
「三百円」に改める。

第八条の二第一項中「昭和五十六年三月三十一
日」を「昭和六十六年三月三十一日」に改め、同項
第二号中「別表第一の二に定める当該期限までに
輸入されるものに係る税率」を「別表第一の二の税
率(同表に定める期間内に輸入されるものの区分
に応じ、それぞれ同表に定める税率をいう。)」に
改め、同条第四項中「前三項」を「第一項、第三項
又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条
第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」
を「第一項の」に、「前項第一号」を「第二項第一号」
に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次

に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国を
原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定
める日までに輸入されるもののうち、当該一の特
恵受益国を原産地とする物品の有する国際競争
力の程度、当該物品の輸入がこれと同種の物
品その他用途が直接競合する物品の生産に關す
る本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案
して同項の規定による関税についての便益を与
えることが適当でないと認められるものがある
場合においては、政令で定めるところにより、
当該物品の原産地である特恵受益国及び当該物
品を指定し、当該物品について同項の規定によ
る関税についての便益を与えないことができる。

第八条の三第一項中「前条第三項」を「前条第四
項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「又は第
三項」を「又は第四項」に改め、同条第二項中「前条
第一項又は第二項」を「前条第一項又は第三項」に、
「同条第一項又は第三項」を「同条第一項又は第四
項」に、「同条第一項又は第二項」を「同条第一項又
は第三項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を
「前条第三項」に改める。

第八条の四第一項中「同条第三項」を「同条第四
項」に、「昭和五十年」を「昭和五十二年」に改め、
「(第四項において「補足額等」という。)」を削り、
「同条第一項又は第三項」を「第八條の二第一項又
は第四項」に、「第八條の二第二項又は第三項」を
「第八條の二第一項又は第四項」に改め、同条第二
項中「昭和五十年」を「昭和五十二年」に改め、同条
第四項中「補足額等」を「限度額等」に、「これを」を
「当該前年度における限度額等」に改め、同条第
五項中「第八條の二第一項又は第三項」を「第八條
の二第二項又は第四項」に、「同条第一項又は第三
項」を「同条第一項又は第四項」に改める。

第八条の六第一項中「第八條の二第二項若しくは
第二項」を「第八條の二第二項若しくは第三項」
に改め、同条第四項中「第八條の二第二項又は第
三項」を「第八條の二第一項又は第四項」に改める。

附則第三項を削る。

別表第一第二四・〇二号中 二 たばこのエキス及びエッセンス

無税

製造たばこ

(一) たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)第三条(専売権の実施)の規定に基づく専売権の実施の用に供されるもの

A 紙巻たばこ

B 葉巻たばこ

C パイプたばこ

D その他のもの

(二) その他のもの

A 紙巻たばこ

B 葉巻たばこ

C パイプたばこ

D その他のもの

二 たばこのエキス及びエッセンス

別表第一第四〇・一一号中 (1) 空気タイヤ及び空気タイヤケース

八%

(1) 空気タイヤ及び空気タイヤケース

(i) 乗用自動車(バスを除く)用のもの(新品のものに限る。)

(ii) その他のもの

別表第一第七〇・〇九号を次のように改める。

七〇・〇九

ガラス鏡(バックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。)

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

無税

別表第一第七三・三五号中「六%」を「無税」に改める。

別表第一七七・〇一号中「四四五四五二銭」を「五九三三四四銭」に、「五〇三三三」を「六七〇〇三」に改める。

別表第一七八・〇一号中「一二四六四銭」を「一六〇三三七銭」に、「一三〇三三」を「一七〇三三」に、「一三二四」を「一七二四」に、「一四〇三三」を「一八〇三三」に改める。

別表第一七九・〇一号中「二〇二四」を「二四二四」に、「二一〇三三」を「二五〇三三」に改める。

別表第一八三・〇二号中 二 その他のもの

二 その他のもの

(1) 自動車(第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。又はトレーラー(第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。に改める。

る。の部分品

(2) その他のもの

無税

別表第一第八四・〇六号中

(一) 自動車用のもの

六%

(一) 自動車用のもの

(1) 第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの

(2) その他のもの

六%に、無税

(1) 航空機用のもの

(2) その他のもの

九・五%

(1) 航空機用のもの

(2) 自動車用のもの

無税

(3) その他のもの

六%

別表第一第八四・一二号中

一 自動車用のもの

四%

一 自動車用のもの

別表第一第八四・一八号中

二 その他のもの

一二%

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

無税

(1) 船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限り。及びその部分品

別表第一第八四・六三号中

(1) 自動車用の伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プーリーベアリング、はずみ車、プーリー及びプーリーブロック並びに船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限り。並びにこれらの部分品

(2) 自動車用のもの

無税

自動車用の伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プーリーベアリング、はずみ車、プーリー及びプーリーブロック並びに船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものに限り。並びにこれらの部分品

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

無税

別表第一第八四・六四号を次のように改める。

八四・六四

ガスケットその他これに類するジョイント(石棉、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。)

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

無税

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

六%

別表第一第八五・〇八号を次のように改める。

八五・〇八

内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及び閉閉器

一 発電機、電動機及びこれらの部分品

(一) 発電機及び電動機

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

(二) 部分品

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

二 点火プラグ

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

三 その他のもの

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

別表第一第八五・〇九号中「六%」を「無税」に改める。

別表第一第八五・一五号中「一 ラジオ受信機（シャシを含む。）

一 ラジオ受信機（シャシを含む。）

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

無税に改める。
四%を

別表第一第八七・〇四号から第八七・〇六号までを次のように改める。

八七・〇四

原動機付きのシャシ（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）

(1) 第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの

(2) その他のもの

八七・〇五

車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）

(1) 無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用のもの

(2) その他のもの

八七・〇六

部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）

一 シャシ

(1) 第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるもの

(2) その他のもの

二四%
無税

八%
無税

八%
無税

四%を

一二%
無税

一二%
無税

六%
無税

二 その他のもの
(1) 第八七・〇一号に該当するトラクターの部分品
(2) その他のもの

六%
無税

別表第一第九〇・二七号を次のように改める。

九〇・二七

速度計及び回転速度計（磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。）並びに積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープ

(1) 自動車用のもの

(2) その他のもの

別表第一第九〇・二八号中「二 この類の注5(b)に定めるもの

二 この類の注5(b)に定めるもの

(1) 速度計及び回転速度計並びに自動調整機器（自動車用のものに限る。）

(2) その他のもの

無税に改める。
一二%を

別表第一の二第四〇・一一号を次のように改める。

四〇・一一

ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ（車輪用のものに限る。）

一 自動車用のもの（公称の幅が一〇・一六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。）のうち

空気タイヤ及び空気タイヤケース以外のもの

九・一%

八・八%

八・四%

八%

七・六%

空気タイヤ及び空気タイヤケース（乗用自動車（バスを除く。）用のもの（新品のものに限る。）を

除く。	七・七%
二 その他のもの	五・六%
別表第一の二第八三・〇二号を次のように改める。	七・五%
	五・六%
	七・二%
	五・三%
	六・九%
	五・一%
	六・六%
	四・九%

別表第一の二第八三・〇二号を次のように改める。

八三・〇二 卑金属製の取付具（ドアクローザーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る。）及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	一 貴金属をめつきたもの	一三・九%
二 その他のものうち自動車（第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く。）又はトレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。）の部分品以外のもの	の	一三・九%
	一三・九%	一三・九%
	一二・八%	一二・八%
	一一・八%	一一・八%
	一〇・七%	一〇・七%
	七・三%	七・三%
	七・三%	七・三%
	六・九%	六・九%
	六・六%	六・六%
	六・二%	六・二%

別表第一の二第八四・〇六号を次のように改める。

八四・〇六 内燃機関（ピストン式のものに限る。）	一 内燃機関	五・三%
	（一） 自動車用のものうち	五・三%
	第八七・〇一号に該当するトラック	八・四%
	ターに用いるもの	四・九%
	（二） 航空機用のもの	四・五%
	（三） アウトボードモーター	四・一%
	（四） その他のもの	六・七%
		五・九%
		五・八%
		五・七%
		五・六%
		五・五%
		五・四%
		五・三%

二 内燃機関の部分品のうち	八・九%
航空機用のもの	八・四%
その他のもの（自動車用のものを除く。）	七・八%
	七・三%
	六・七%
	五・三%
	四・九%
	四・五%
	四・一%

別表第一の二第八四・一二号を次のように改める。

八四・一二 エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。）	二 その他のものうち	三・八%
	エアコンディショナー（コンプレッサー式のものを限るものとし、ウインドウ型のものを除く。）	三・八%
		三・六%
		三・五%
		三・四%

別表第一の二第八四・一八号を次のように改める。

八四・一八 遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機（ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。）	一 遠心分離機及びその部分品	五・六%
	二 その他のものうち	五・六%
	自動車用のもの以外	五・三%
	のもの	五・一%
		四・九%

別表第一の二第八四・六三号及び第八四・六四号を次のように改める。

八四・六三 伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、ブレーンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）は、ずみ車、プリー、プリーブロック、クラッチ並びに軸継手	一 無段変速機及びその部	五・六%
		五・六%
		五・三%
		五・一%
		四・九%

分品		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
二 その他のもののうち						
自動車用の伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、プーリーベアリング、はずみ車、プーリー及びプーリーブロック並びに船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇回以上回転することができるとに限る。）並びにこれらの部分品以外のもの		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
ガasketその他これに類するジョイント（石綿、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセットにし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。）のうち		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
自動車用のもの以外のもの		五・七%	五・七%	五・六%	五・四%	五・三%
別表第一の二第八五・〇八号及び第八五・〇九号を次のように改める。						
八五・〇八 内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器						
一 発電機、電動機及びこれらの部分品						
(一) 発電機及び電動機の						
うち						
自動車用のもの以外		五・九%	五・七%	五・六%	五・四%	五・三%
(一) 部分品のうち						
自動車用のもの以外		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
点火プラグのうち		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
自動車用のもの以外		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
三 その他のもののうち						
自動車用のもの以外		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自転車用又は自動車用のものに限る。）		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
二 その他のもの		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
別表第一の二第八七・〇四号から第八七・〇六号までを次のように改める。						
八七・〇四 原動機付きのシャシ（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）のうち		七・四%	七・四%	七・一%	六・九%	六・六%
第八七・〇一号に該当するトラクターに用いるものとし、		七・四%	七・四%	七・一%	六・九%	六・六%
車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）のうち		七・四%	七・四%	七・一%	六・九%	六・六%
無限軌道式トラクター（蒸気機関式のものを除く。）用のもの		五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八七・〇六 部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）		五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

一 シヤシのうち 第八七・〇一号に該 当するトラクターに 用いるもの 無限軌道式トラク ター（蒸気機関式 のものを除く。）用 のもの その他のもの 第八七・〇一号に該 当するトラクターの 部分品 無限軌道式トラク ターの部分品 車輪式トラクター の部分品	五・六％ 五・六％ 〇・四％ 五・六％ 五・七％ 五・七％ 五・九％	五・六％ 五・六％ 〇・四％ 五・三％ 五・七％ 五・六％ 五・九％	五・三％ 五・三％ 九・六％ 五・一％ 五・六％ 五・五％ 五・九％	五・一％ 五・一％ 八・九％ 四・九％ 八・一％ 五・三％ 五・八％
--	--	--	--	--

別表第一の二第九〇・二七号及び第九〇・二八号を次のように改める。

九〇・二七 速度計及び回転速度計（磁気 式のものを含むものとし、第 九〇・一四号に該当するもの を除く。）並びに積算回転計、 生産量計、タクシメーター、 走行距離計、歩度計その他こ れらに類する積算用計器及び ストロボスコープのうち 自動車用のもの以外のもの 電気式機器（測定用、検査用、 分析用又は自動調整用のもの に限る。） 一 この類の注5(a)に定め るもの 二 この類の注5(b)に定め るものうち 速度計及び回転速度 計並びに自動調整機 器（自動車用のもの に限る。）以外のもの	五・六％ 五・六％ 五・六％ 五・三％ 五・一％ 四・九％	五・六％ 五・六％ 五・三％ 五・一％ 四・九％	五・三％ 五・一％ 四・九％	五・三％ 五・三％
---	--	--------------------------------------	----------------------	--------------

三 この類の注5(c)に定め るもの 四 この類の注5(d)に定め るもの	七・三％ 七・三％ 六・九％ 六・六％ 六・二％
--	--------------------------------------

別表第二の四・〇七号中「

一 なまこ、くらげ及びうにのうち
うに
七・五％に改める。
無税」

別表第二の五・一三号中「二・五％」を「無税」に改める。

別表第二の八・〇五号中「ヘーゼルナット」を「ヘーゼルナット及びピスタチオナット」に改める。

別表第二の四・〇五号中「たぶのき」又は「たぶのき又はへちまのもの」に改める。

別表第二の五・〇七号中「八 パーム油及びパーム核油のうち
パーム油
四％」を
四％」に改める。

八 パーム油及びパーム核油のうち
パーム油
四％
一四 その他のもの
(一) 酸価が〇・六を超えるもののうち
米油
一 キログ
ラムにつ
き一〇円」

別表第三の五・〇四号、第五〇・〇五号、第五五・〇五号、第五五・〇九号、第五八・〇四号、
第五九・〇五号及び第六二・〇一号を削る。

別表第四の五・〇二号の次に次の二号を加える。

五〇・〇四 絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。）
五〇・〇五 絹紡糸及び絹紡糸（小売用の糸を除く。）
一 絹紡糸

別表第四の五・一一号の次に次の二号を加える。

五五・〇五 絹糸（小売用の糸を除く。）
二 その他のもの
五五・〇九 絹糸（絹紡糸、絹紡糸及び小売用の糸を除く。）
二 その他のもの
（一）その他のもの
（二）その他のもの

別表第四の五・〇七号の次に次の一号を加える。

一五八・〇四一 パイル織物及びシェニール織物（第五五・〇八号に該当するテリータオル

地その他のテリ一織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く。）

二 添加糸が綿のもの

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法第七條の四第一項第四号又は第八條第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(第四八九号)(第四九五号)(第四九六号)(第四九七号)(第四九八号)(第五一四号)(第五一九号)(第五九四号)

第四八九号 昭和五十六年二月六日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 新潟市古町通十二番町二、八六六
全国抑留者補償協議会新潟県連合会
会下北支部内 渡辺賢司

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四九五号 昭和五十六年二月六日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 福岡県三潯郡大木町上牟田口全国

昭和五十六年三月六日印刷

抑留者補償協議会福岡県連合会大木支部内 田中三郎外一名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四九六号 昭和五十六年二月六日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 福岡県糸島郡二丈町吉井三、五七
一 全国抑留者補償協議会二丈支部内 長田正来外一名
紹介議員 藏内 修治君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四九七号 昭和五十六年二月六日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 青森市大野前田六七ノ二七全国抑留者補償協議会青森支部内 工藤 正勝
紹介議員 山崎 龍男君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第四九八号 昭和五十六年二月六日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 富山県東砺波郡庄川町金屋全国抑留者補償協議会富山県連合会庄川支部内 高田旭
紹介議員 吉田 実君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第五一四号 昭和五十六年二月七日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

昭和五十六年三月七日発行

請願者 東京都新宿区西新宿四ノ一五ノ一
ボナンザ・げんぱちビル内全国抑留者補償協議会東京都連合会内 田中良助
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第五一九号 昭和五十六年二月七日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都八王寺市大楽寺町一七三ノ一 一 全国抑留者補償協議会多摩地区南支部内 中島善弥
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第五九四号 昭和五十六年二月十二日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都目黒区青葉台一ノ六ノ四八 全国抑留者補償協議会東京都連合会第五支部内 川口浩
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二号中正誤
べし 段行 誤 正
六 二 からり そば ソバ
九 二 七 次害 冷害

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局